

令和2年第1回定例会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：令和2年3月9日（月）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時： 令和2年3月9日（月曜日） 午前9時59分～午後3時12分

---

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（7人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委員	古 谷 武 美	委員	佐 藤 文 子
委員	小 松 栄 治	委員	渡 邊 秀 俊
委員	金 谷 道 男		

---

欠席委員（0人）

---

説明のため出席した者

総務部長：舛谷祐幸	議会事務局長：齋藤博美
総務部次長兼総務課長：佐々木隆幸	秘書課長：山田由紀子
財政課長：伊藤公晃	契約検査課長：佐々木英樹
総務部次長兼税務課長：今野清一	債権管理課長：竹村由喜美
総合防災課長：佐藤大	会計管理者兼会計課長：中村強
選挙管理委員会事務局長：小松大	監査委員事務局長：伊藤直樹
神岡支所長：小田原一春	西仙北支所長：佐々木孝雄
中仙支所長：今和則	協和支所長：和田義基
南外支所長：渡部幸誠	仙北支所長：藤嶋勝広
太田支所長：谷口藤美	

---

議会事務局職員出席者

事務局参事 進藤稔剛

---

## 審議案件

- 第 1 議案第34号 大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 2 議案第35号 大仙市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 3 議案第36号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 4 議案第37号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 第 5 議案第38号 大仙市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 6 議案第39号 大仙市公共施設修繕引当基金条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 7 議案第40号 大仙市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 8 議案第63号 令和元年度大仙市一般会計補正予算（第11号） 【 説明・質疑 】
  - 第 9 議案第68号 令和元年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第1号）
  - 第10 議案第71号 令和2年度大仙市一般会計予算 【 説明・質疑 】
  - 第11 議案第80号 令和2年度大仙市内小友財産区特別会計予算
  - 第12 議案第81号 令和2年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
  - 第13 議案第82号 令和2年度大仙市荒川財産区特別会計予算
  - 第14 議案第83号 令和2年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
  - 第15 議案第84号 令和2年度大仙市船岡財産区特別会計予算
  - 第16 議案第85号 令和2年度大仙市淀川財産区特別会計予算
-

午前9時59分 開会

【開会】

○委員長（後藤健） おはようございます。定刻より若干早いですけれども、皆さんお揃いなので始めたいと思います。

委員各位及び職員の皆様には、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から総務民生常任委員会を開会いたします。

審査にあたっては、本日は主に総務部関係について行い、明日10日は市民部及び両部に係わる案件について審査を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言は挙手のうえマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

---

【部長あいさつ】

○委員長（後藤健） はじめに、当局よりあいさつをお願いいたします。舩谷総務部長。

○総務部長（舩谷祐幸） おはようございます。委員会審査をお願いいたします前に、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、日頃より総務部が所管いたします各事務事業の遂行に際しましてご指導、ご協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。

さて、本日の総務民生常任委員会におきまして、ご審議をお願いいたします総務部の案件は、条例案7件、補正予算案2件、令和2年度当初予算案7件の合計16件であります。内容につきましては、この後、担当課長等より説明させますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、新型コロナウイルス対策につきまして、若干お時間をいただきましてご報告をさせていただきます。市の方では2月28日に、大仙市新型コロナウイルス対策本部、これを設置しまして感染拡大防止のために最大限の対策を講じているところであります。市の主催行事それからイベントなどは、原則中止又は延期、それから小中学校の休校に加えまして、スポ少や部活動なども原則活動中止としており、関係団体にも協力を求めているところであります。こうした中でありますけれども、3月6日に秋田市におきまして、県内初めてとなります新型コロナウイルス感染症の患者が2名確認されております。市の方でも早速、翌7日土曜日ですけれども、関係職員を招集しまして今後の対策を協議したところであります。現在、大仙市におきましては感染者は確認されております。

せんけれども、市民の皆様に対しましては、市のホームページや防災メール、それからエフエムはなびなどを通じまして、過剰に心配することはなく、手洗いや咳エチケット等の感染症対策の徹底、それから外出する際は人混みを避けるなど、感染予防に向けました協力を呼びかけているところでもあります。感染防止には何と言いましても、市民皆様の一人一人の心がけと冷静な行動が大切となります。市といたしましても引き続き情報収集に努めまして随時ホームページ等で情報提供するなど、今後も感染拡大防止に向けた対策に全力で取り組んでまいりたいと思いますので、どうか議員各位にもよろしくご協力をお願いいたします。以上であります。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。それでは、当委員会に付託された事件についての審査に入ります。なお、説明は、座ったままで結構です。

---

#### 【議案第34号】

○委員長（後藤健） はじめに、議案第34号「大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 総務課長の佐々木隆幸と申します。よろしく申し上げます。はじめに、本日出席しております総務課職員を紹介いたします。総務課は4班体制になっております。それぞれから職員がきておりますのでご紹介いたします。はじめに職員班であります。班長の高橋学参事です。中邑真人副主幹です。武藤技弥主査です。続きまして総務班になります。班長の三浦政輝主幹です。次に文書法制班です。班長の大釜弘靖主幹です。最後にアーカイブズ、班長の蓮沼素子主査です。以上になります。よろしく申し上げます。

それでは、資料ナンバー1、議案書33ページと34ページを合わせてご覧くださるようお願いいたします。

議案第34号の大仙市役所部等設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、市民サービスの維持向上と効率的に業務を行うために、4月からの組織機構の見直しとしまして、現在、総務部に位置づけしております税務課及び債権管理課を、市民部に移管するものであります。この実施に伴いまして、総務部の事務分掌にある市税に関

すること、この文言を市民部の事務分掌に移すものであります。この条例は令和2年4月1日から施行いたします。

以上、議案第34号につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 【議案第35号】

○委員長（後藤健） 次に、議案第35号「大仙市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） それでは、議案書35ページと36ページをご覧ください。

議案第35号の、大仙市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案は、4月から新たに導入します、会計年度任用職員制度の職員が行う地方公務員法に規定するサービスの宣誓につきましては、正職員のような、任命権者の面前で行う方法でなくても、書面提出でサービス宣誓が出来るように、条例第2条にその旨の条項を加える改正を行うものであります。この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第35号について、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げまして説明を終わります。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 【議案第36号】

○委員長（後藤健） 次に議案第36号「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） それでは、議案書37ページと38ページをご覧ください。さるようお願いします。

議案第36号の、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。現在、職員の時間外勤務手当などの支給における、1時間当たりの単価の算出方法につきましては、給料月額と地域手当の合算額をベースにしておりますが、労働基準法の規定に基づき、今後は、これまでのベースに寒冷地手当を加えて1時間当たりの単価を算出する方法に変更するものであります。このため、条例第19条の文言を整備するものであります。この条例は、令和2年4月1日から施行いたします。

以上、議案第36号について、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### 【議案第37号】

○委員長（後藤健） 次に、議案第37号、「大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） それでは、議案書39ページと40ページ、41ページをご覧くださいようお願いします。

議案第37号の、大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、経済情勢などの変化などにより宿泊料等が高騰している実情を踏まえまして、常勤特別職と議会議員の旅費の額を改定するものであります。

第1条であります。市長の旅費につきまして、他市町村の旅費の水準などを考慮しまして、日当をこれまでの2,100円から900円アップの3,000円に、また、宿泊料につきましては、1万3,000円から1,800円アップの1万4,800円に引き上げるものであります。

また、副市長の旅費につきましても、市長と同額に引き上げる改正を行うものであります。



次に、第2条、第3条、第4条、次ページの第5条につきましてですけども、これは教育長、常勤監査委員、上下水道事業管理者、そして議会議員、それぞれの旅費につきましても、市長の旅費と同額に引き上げる改正を行うものであります。

第6条につきましては、一般職のほか、常勤特別職、議会議員を含めた旅費につきまして、旅行の性質上あるいは宿泊施設の指定などの特別な事情がある場合においては、個々の事情に応じた旅費を調整して支給できることに、文言の整備を行うものであります。この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第37号について、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げまして説明を終わります。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はおられませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 確認で、ちょっとお尋ねいたします。議員の場合には日当というものは指定されていないんですけども、2条のところに、2つ目のところに規定している日当の改正部分というのは、議員に該当するような事例というものはあるのでしょうか。5条部分だすな。

○委員長（後藤健） はい、佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問にお答えします。今回の改正は出張した場合の旅費の件ですけども、議員の皆様につきましても出張した際には日当が支給されることになっているということですので、今回改正を行わせていただくものであります。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 議会に出るときなどの日当はありませんけれども、出張は付いているということの確認でいいですか。はい分かりました。もう1点、そうしますと宿泊費については、議会の旅費等に含まれる宿泊費が1万2千円から上げるということで、議員についても同等に引き上がるということですね。分かりました。

○委員長（後藤健） よろしいですか。ほか質疑はありませんか。金谷委員。

○委員（金谷道男） 出張の時の旅費の話なんだけれども、例えば、今キロ数とか、出張の積算の根拠。例えば東京に行く場合は積算の根拠は、普通の切符の額でやってるということですね。確認。

○委員長（後藤健） 佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 現在の旅費支給の運用につきましては、実費計算の方式の運用されております。ですので、今言われたような実際に支払いされた旅費の支給になる場合もあります。

○委員長（後藤健） はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） 今、いろいろな団体で財政的な問題があって、実際の出張の場合もパックとかで行けば、実際は割引になるケースも出てきているので、そろそろ行政もそういう方向に向いていくべきでないのかなと、ちょっと私いろいろな団体の出張なんて関係してやってるんですが、そのときの根拠というのは、要は公的な、例えばJRとか航空会社でもいいんだけど、そこに払った領収証をもって裏付けとする、というようなやり方で、何というのかな、いわゆる旅費、本当に公共交通機関を使った旅費の場合は、そういうことでやっている団体がだいぶ出てきてるし、やってる実際はな。だからそこから辺も少しこれからは考えて、効率の良い、職員にとってはちょっと変な言い方だども、差額が出るということもあるということ分かるんだども、段々にそういう方向も検討して行くべきでないのかなと、いろんな制度もできてきているので、というようなこと思ったので、この後検討していただければと思います。

○委員長（後藤健） 佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 金谷委員のご質問にお答えします。現在、大仙市の旅費の支給の仕方につきましても、先程、私、実費分と申し上げましたけども、この方法というのは、委員ご指摘のとおり、そういうパックとか通常よりも価格が安く宿泊ができる、交通できるという場合につきましては、職員につきましても、その額を事前に添付するというかですね、それを根拠とした、価格を根拠とした形で旅費の支給を現在も行っております。ご指摘ありがとうございます。

○委員長（後藤健） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

【議案第38号】

○委員長(後藤健) 次に議案第38号「大仙市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。佐々木次長。

○次長兼総務課長(佐々木隆幸) 議案書は42ページと43ページになります。

議案第38号の、大仙市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、国の法の一部改正により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に変更されたことに伴い、本市の固定資産評価審査委員会条例の条文で、同法律の題名を引用していることから、法律の題名と条項ずれを改める改正を行うものであります。この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、議案第38号について、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○委員長(後藤健) 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はおريませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。再開は職員入れ替え後とします。

---

休憩（午前10時20分～午前10時23分）

---

【議案第39号】

○委員長（後藤健） それでは委員会を再開いたします。

次に、議案第39号、「大仙市公共施設修繕引当基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） 財政課長の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。説明に入ります前に、本日同席しております、財政課職員を紹介させていただきます。財政班班長鎌田主幹です。管財班班長大沼副主幹です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第39号、大仙市公共施設修繕引当基金条例の一部を改正する条例の制定につきまして、説明申し上げます。

議案書の44ページと45ページをお願ひいたします。

本案は、市が管理する公共施設の大規模修繕を計画的に実施し、安全な施設の維持管理に努めるため、平成22年度に設置し、公共施設の修繕に充ててまいりましたが、今後、施設の老朽化や利用者の減少、類似施設との集約化による統廃合が予想されることから、維持補修に加え、解体費用にも基金を充てることのできることにするほか、題名を大仙市公共施設適正管理基金に改めまして、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます

○委員長（後藤健） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はおりませんか。はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 案件については異議ありませんけれど、前に公共施設の10年計画、30年計画、いつそれこの施設は解体するという具体的項目あったども、計画どおり進みそうなのかどうか、確認をしたいと思います。

○委員長（後藤健） 伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 渡邊委員のご質問にお答えします。実施計画上載っておる施設等の解体を順次進めていきたいということで計画しておりますが、財政事情等もございまして全て順調にという訳ではございません。新しい実施計画の方にも解体ということで載せておりますし、それについては今後、順次実施してまいりたいというふうに考えておりますし、計画に載っておらない小さい、例えば小さい倉庫ですとか、そういったものも数あります。こういうのについてはできるだけ進めるようにいたしまして、そういった適正な管理ということに努めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○委員長（後藤健） よろしいでしょうか。はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 財政的にも厳しいかと思ひますけども、小さいのを先にやって、まず気持ちとしては分かるもしよ、解体費に何億円かかるというのは地域住民がかなり、いつやってけるのか、かなりなんて言う空き屋条例でねども、みすぼらしい格好なつてきているので、大きいのもできるだけ計画どおりにいけるようにがんばつてほしいと思ひます。

○委員長（後藤健） 伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 今、委員からご指摘ございましたとおりですね、地域の皆様にご迷惑の掛かるような施設があつてはいけませんので、そういったことも含めまして今後対応していきたいと思ひしております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（後藤健） 佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 具体的に、今この基金を活用して解体にも活用するということが、具体的に当面の、そうした大規模解体計画というものを施設名でお知らせください。それから、もう1点は、2年度末で2億数千万のようですけども、いずれ公共施設等総合管理計画の中では、解体ばかりではなくて大規模改修というものの計画が、予定どおりに行われていないような部分もあるわけですので、いずれ解体費用に相当基金がまわつて、大規模修繕、改築こういつたところにお金がまわす基金がないというようなことのないように、大規模改修の必要なところにはしっかりと補填するというふうなことも考えていただきたいと思ひわけですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（後藤健） 伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 佐藤文子委員のご質問にお答えいたします。1点目の具体的な解体する施設名ということでございますけれども、来年度予定しておるのが、一番大き

いのでいくと防火水槽等の取り壊しというものもございますし、そのほか格納庫というものも計画しております。一番大きいのでいきますと、西仙北の青少年自然の家の方の解体工事というのがございます。そういったことで来年度は、6事業の13カ所について解体を計画しておるということでございます。それから、令和3年度以降なりますけれども、大きい解体というのも実施計画上ございます。協和地域等にあります今使っていない施設ですとか、そういった物もございますので、先程のご質問にもお答えしましたけれども、額の多寡にかかわらず迷惑の掛からないようなように、我々としては解体していきたいというふうに思っております。それから、基金についてでございます。いずれ施設の更新、或いは設備の更新、それから今回、解体ということも含めさせていただきたいということですが、時期が今後、そういったものを修繕していく時期が重なっていくということで、そういうのが見込まれましたので、平成22年にそういった条例を作ったということしております。実際崩してきたのが、28年からでございましたので、崩しては積んでということを繰り返してきたところです。当初予算に崩した分、何とかがんばって年度末には崩した分を、また積むような格好をとって、残高がそんなに変わらないというようなことを、これまで繰り返してきました。今後もそういったことを行っていきたいということで、今月これからの特別交付税の方の額も決まっていますので、そういったことを勘案しまして、また積み増しも図っていきたいという風に考えております。以上でございます。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 西仙の解体もあるような話だったしな。それ今年だしな。来年度4月以降だしな。この13の箇所の中に刈和野の大綱の展示するところあるでしょう。あれの解体も載ってますか。

○委員長（後藤健） 伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 小松委員のご質問にお答えします。西仙の刈和野の綱のものについては交付金、国の事業を使ってやる事業ですので、基金を使ってうんぬんというのはないです。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 解体費の大きい小さいもあるんですけども、この度、市の方でも財源が少ないということで大変苦慮してるようだしな。その時にお金の掛からない、掛からないといってもある程度掛かるんだけども。できれば業者、または、いろいろ工夫

しながら、なるべく掛からない方法の中でやっていただきたいと。前にも私述べたことがあります。掛からない方法ね。例えば、設計屋さんさやって、そして業者さんさやって、また解体の管理もやって、そしてまた更にやると、そういった方法も今まで通例ですけれども、そうなるとかかなりお金も掛かるようになるので、それらを工夫しながらやって。具体的には私しゃべないけど、ご存じだと思いますけど。できるだけ多くの空き屋の建物を解体して。これ要望として。

○委員長（後藤健） 答弁よろしいですか。

○委員（小松栄治） いいです。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### 【議案第40号】

○委員長（後藤健） 次に議案第40号「大仙市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（伊藤直樹） 監査委員事務局の伊藤です。よろしくお願ひいたします。はじめに、本日出席しております職員をご紹介します。監査委員事務局参事の伊藤夏子でございます。

それでは議案第40号、大仙市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の改正は平成29年度に改正されました地方自治法の一部が令和2年4月1日から施行されることに伴う条例の改正であります。資料につきましては議案書の46ページ、47ページをご覧ください。改正は第5条と第9条の2箇所になります。まず始めに第5条についてですが、これは住民の直接請求などにより監査を行う場合に、着手するまでの期限を定めたものですが、その根拠となる地方自治法の規定の一部、今回の場合は職員の賠償請求に係る部分ですけれども、この番号が第243条の2第3項から第243条の2の2第3項に変更されたことに伴い、これを反映させたものです。続きまして第9条についてですが、地方自治法で定める公表を行わなければならない事項について、条例では、それらの公表の仕方を規程しております。今回の地方自治法改正で、公表を行わなければならない事項として、まず監査委員の意見が一致しない場合の各委員の意見の公表など、複数追加されたことに伴い、その条項を加えたものであります。なお、この条例は令和2年4月1日より施行されます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 【議案第63号】

○委員長（後藤健） 次に議案第63号、「令和元年度大仙市一般会計補正予算（第11号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに伊藤財政課長。



○財政課長（伊藤公晃） それでは議案第63号、令和元年度一般会計補正予算第11号の財政課所管分の補正予算につきまして、説明申し上げます。

補正予算書資料ナンバー4になりますけれども、16ページをご覧いただきたいと思っています。

2款1項6目10事業の財政管理費につきましては、29年度の震災復興特別交付税に係る返還金として、211万2千円の補正であります。

震災復興特別交付税は、東日本大震災の復旧・復興に当たって、被災団体が全力で取り組めるようにするため、また被災団体以外の団体に負担を及ぼさないよう、復旧・復興事業の地方負担に充てるために創設されたものでございます。補正内容でございますが、29年度に実施しました国際花火シンポジウム関連事業費などの実施に要する一般財源所要見込額に対して、震災復興特別交付税の交付を受けておりましたが、事業実績額との差額等により精算の上、返還するものであります。

震災復興特別交付税の精算は、その省令により、交付された年に精算できない場合は次年度において返還することとなっております。30年度も返還しておりますが、返還しきれなかった分を今年度において、その手続きに則りまして、過大交付分を返還するものでございます。

次に、補正予算書は同じページになりますが、事業説明書資料ナンバー4-1になりますが、そちらの方の1ページをあわせてご覧願います。

2款1項41目90事業の財政調整基金積立金につきましては、積み増し分4億5千万円と利子分34万5千円の補正でございます。

財政調整基金につきましては、これまで災害等の不測の事態に備え、市の標準財政規模の約1割にあたる30億円を目標に積み増しを図って来た結果、28年度末においては約34億5千万円の残高を確保することが出来ておりました。その後、29年度に発生しました大雨災害の復旧財源などとして、12億円を取り崩し計上したほか、30年度及び元年度当初予算において財源不足を補うため、取り崩しを行っております。こうしたことから、今般3月補正におきまして各事業の実績等を踏まえ財源が確保できたことから、4億5千万円の積み戻しを計上したところでありますが、令和2年度当初予算において、普通交付税の減少などから一般財源確保のため、同額となります4億5千万円の取り崩しを計上しておるところでございます。

なお、一般財源の確保のほか、近年頻繁に発生しております自然災害に迅速に対応出来る財務態勢を早期に整えておかなければならないことなどからも、先の目標でありました残高30億円を再び確保しなければならないと考えております。今後、特別交付税及び市税収入の動向などを踏まえまして、今年度末の専決補正予算で更なる積み増しを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、補正予算書は同じページになりますが、42目の減債基金積立金は、利子分6千円の補正でございます。

次に、43目の地域雇用基金積立金は、利子分2万円の補正であります。地域雇用基金につきましては、市の施策として実施している要支援児童対策に係る支援員などの経費のほか、会計年度任用職員に係る財源として積立を行っております。

次に、48目の地域振興基金積立金は、431万6千円の補正でございます。補正の内容ですが、本年度中に匿名の方から、2名でございますが、市の地域振興に役立ててほしいと寄附採納400万円があったため、利子分と合わせて補正するものでございます。地域振興基金につきましては、合併特例債を活用し、積立を行ってきており、27年度からは地域振興に関連するソフト事業の財源として活用しております。また、基金造成分とは別に大曲地域の団体からの寄附金などを別に積み立て、同地域などの事業財源として活用しておるところでございます。

次に、51目の公共施設修繕引当基金積立金につきましては、利子分4万9千円の補正でございます。同基金につきましては、年々増加が見込まれる公共施設の修繕に備えるため、22年度から積立を行い、28年度から活用しております。

また、先の条例案でも説明させていただきましたが、令和2年4月1日からは解体費用にも基金を充てることと出来ることとするほか、題名を大仙市公共施設適正管理基金に改めるものであります。

ただいま説明いたしました、地域雇用基金、それから地域振興基金、公共施設修繕引当基金、これらにつきましては、財政調整基金同様、今後の特別交付税或いは市税収入の動向を踏まえまして、今年度末の専決補正予算で積み増しを図っていきたいと考えております。

次に、補正予算書は25ページ、事業説明書は2ページの方をご覧いただきたいと思っております。

12款1項1目90事業、長期債元金償還金は、3億1,858万4千円の補正であります。現在民間資金から借入をしている長期債につきまして、秋田県市町村振興資金による借換債を財源として繰上償還し、低利子に借換を実施するもので、25年度に借入した退職手当債の借り換えを行うものでございます。

また、後年度の債務負担を軽減するため、令和2年度及び3年度に償還が終了する民間資金からの借入の一部について、一般財源を原資に任意の繰上償還をするものでございます。これらの借換によりまして約1,100万円の利子の軽減が図られる見込みとなっております。

次に、2目90事業の長期債利子償還金は、今年度適用となる借入後10年経過の利率見直し方式の市債について、新たな利率が引き下げられたことに伴う利息の減額や30年度事業債について当初見込みよりも低利率での借入が出来たことなどから、1,500万円の減額補正であります。

以上、一般会計におけます補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（後藤健） 次に、佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。説明に入ります前に本日同席しております説明補助員をご紹介します。総合防災班長の藤田副主幹でございます。それでは議案第63号、令和元年度大仙市一般会計補正予算第11号のうち総合防災課所管分につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー4、補正予算書の23ページをご覧くださいと思います

9款1項5目40事業、災害に強いまちづくり事業費につきましては、自主防災組織の活動支援のため、従来の防災資機材の購入や防災訓練経費、連絡協議会の事務費等への助成のほか、地区防災マップとマイ・タイムライン作成費の助成も加えまして年間500万円の支出を見込んでおりましたが、2月1日現在で地区防災マップ等の完成見込みを含めました支出予定額が300万円となることから、200万円の減額補正をするものでございます。

以上、ご説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 次に、小松選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小松大） 選挙管理委員会事務局小松でございます。説明に入ります前に同席の職員を紹介させていただきます。武田晃主査でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、選挙管理委員会所管の補正予算につきましてご説明いたします。資料ナンバー4、大仙市補正予算3月補正②の16、17ページをご覧ください。

はじめに、2款4項3目10事業、秋田県議会議員選挙執行経費についてであります。本選挙は平成31年4月7日に執行されましたが、大仙市仙北郡選挙区においては無投票となり、未執行予算2,725万4千円を減額するものであります。なお、この選挙の執行経費の財源といたしましては、全額16款3項1目の秋田県議会議員選挙費委託金が充当されておりますが、歳入につきましても歳出の補正予算と同額を減額するものであります。

次に、2款4項31目10事業、参議院議員通常選挙執行経費についてであります。令和元年7月21日に執行されました参議院議員通常選挙執行経費の実績が確定したことにより、不用額となった1,097万6千円を減額するものであります。減額理由の主なものといたしまして、今選挙においては衆参同日選挙の可能性があるとの各種報道があったことから、本庁以外の7支所の期日前投票所について衆院選挙の期日前投票期間に合わせ5日間短縮し、投票管理者・立会人報酬、職員時間外勤務手当、臨時職員賃金等に不用額が発生したことであります。なお、この選挙の執行経費の財源といたしましては、全額16款3項1目の参議院議員通常選挙費委託金が充当されておりますが、歳入につきましても歳出の補正予算と同額を減額するものであります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。小松委員。

○委員（小松栄治） 16ページの中の48目の90事業です。地域振興基金の積立の事についてですけれども。今、2人ということ。寄付があったということ。地域はどこの地域、名前は公表できないと、名前もできるしか。できれば地域だけでもいいですけれども。それからもう一つ、地域振興基金積立金となっておるので、例えば各地区八つあるしな、その名前の一つ一つ分かれて地域さ、それとも大仙市の一つの地域ということ。やっておるものなのか、ということです。そのあたり確認。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 小松委員のご質問にお答えいたします。寄付2件ございましたけれども、お一人は大曲地域の方、もう一人は南外地域の方でございます。それから、地域振興基金ですが、大仙市一本ということで残高の方を管理しておりますし、そのほか、先程説明もさせていただきましたけれども、基金造成とは別で頂いたお金がございます。地域の方から頂いたお金がございますので、そういったものについては別管理ということで、地域振興基金という一つの大きい括りで管理しておりますけれども、その中に細部で分かれているということがございます。以上でございます。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） その人の大曲の場合は、細部に分かれているということですが、その理由は何ですかそれ。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 基金造成とは別に管理している部分については、大曲地域の内小友地区のある団体、解散した団体ですけれども、これから頂いたものでございます。頂いた際に内小友地区の事業、それに使って欲しいという団体からの要望がございましたので、その基金についてはそちらの地区の事業に充当するという事としております。以上でございます。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 内小友の方の地区からだったんですけども、ただ何の事業かが分からないような感じ、例えば教育関係とか色んな関係使ってけれということであれば、何でもいいという、その人からの内小友地区であれば、何の事業でも良いということで基金を頂いたものなのか。折角この全部のだということで、大曲ばしでなく、大仙市全部からということの基金だよなので、地域振興ということ、名前はいつでもいいんですけども、できればそのあたりの理由をはっきりして、我々さ教えてくだされば何も隠す必要はないと思うんですけども。どうでしょうかね。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 先程来説明しておりますとおり、基金造成とは別に管理はしております。頂いた際には、例えば教育ですとか道路ですとか、何というような指定、そこまでの指定はございません。あくまでも内小友地区の繁栄、発展に使っていただきたいという意向でございましたので、それに沿った形で活用させていただいておるとい

ことでございます。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） それは分かりますけれども、例えば何でもいいことだという事だったのか。そのあたり分からないでしおな。だからその人からの意向があったと思うんですな。そのあたりなければ何となくクエッションマークが我々の心さ入ってくるし。だからそういうないような形で、きちっとした形でやってれば、せっかく大仙市の為に使ってけれということなのでしよ、そのあたり見定めてやっていただきたいものだなと思ってだし。その人はその人で内小友地区だけが、できれば大曲地区ということなればまた分かるんですけどしな。おが小さいもんだからな。いいしよ分かったし。要望だしでこれから。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方。はい、挽野副委員長。

○副委員長（挽野利恵） 長期債の借換の件でお聞きしたいんですけれども。これ借換ってどういうふうなタイミングを見計らってやってるもんですか。

○委員長（後藤健） 財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） 挽野委員のご質問にお答えします。基本的には将来的な軽減される分、特に利子の方です。以前に借りた利息というのはやっぱり高かったということでございます。その利率を、これあくまで民間資金、銀行さんから借りた資金の借換ということございまして、元々高い利率で借りていたものを、このご時世ですので、もう利率が全然安くなってきてますから、そういったものの軽減が大きく図られるだろうということで、自分の財源があれば当然やるべきもので、やったうえで将来負担の色々な財政指標ありますけれども、そういったものにも影響してきて、利率が改善するということにもつながっていきますので、そういったことでやっているということ。それから、県の振興資金これ借りてやっておりますけれども、県の方にも枠がございますので、いつでも使えるわけではないということでございます。ただ、こういったことをすることで、将来的な軽減が図られるということは県でも分かっておりますので、そういったことで活用させていただきますということで、ある程度、毎年大仙市ばかりが県からいっぱいお金を借りるわけにもいきませんので、ある程度の金額を見計らってですね、県の方に相談しながら借換を実施しているというものでございます。以上でございます。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。ほかに質疑のある方。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 災害に強いまちづくり事業費の3分の1の減額補正ということで、

この事業に参加する自主防災組織の状況、あるいは組織の高齢化や色んな事で中々進まないという事情もあろうかと思いますが、この大きな減額の内容を教えていただきたいということと、この災害に強いまちづくり事業が来年もまたあるわけですけれども、どこをどう改善していくべきなのか、これまでの事業の評価、どのように考えておられるのか教えていただければ。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 今回減額した200万につきましては、元々当初予算におきまして、1団体の助成額5万円で100団体を目標にという形で予算要求させていただきました。実際活動いただいている、防災の資機材購入していただいたり、あとは避難訓練をしていただいたものに対して補助を出しておりますけれども、それ以外に今年度、地区防災マップ、地域の方々が避難をするための、そういったマップの作成に取り組んでいただくということと、合わせてマイタイムライン、大雨災害時に避難していただくための過程をそれぞれ考えていただくというような事を、進めていくということで実施はさせていただきました。ただ、作成をしていく為に我々もマニュアル等の配布をしたり、実際に相談を受けた組織には、足を運んで説明会を一緒にしながらマップ作成をしておりました。ただ、取り組んでいただいた団体の様子からすると、やはりいいものを作りたいというようなことが出てきますので、我々も相談に乗りながら試作を重ねていくということを進めていく中で、やはり期間がですね、短くても3カ月、長くかかると半年位マップ作成に時間を要してしまうというようなことがございまして、結果としてそういったことが補助金の活用結びつかなかったと。また、組織はできてるんですけども、活動していただけない団体というの中にはあると。そういった方達への活動を促すためにも、このマップ作成ということを進めておりましたけれども、やはり中々組織自体で活動していないという所は、マップを作るということ自体もちょっとハードルが高いというような事がございましたので、我々今年度、今年に入りましてから職員に向けまして、マップ作成を指導する側の立場としてどのような形で進めていけば良いかというような研修会を実施したり、あるいは、作成マニュアルの見直しをして、もうちょっと作成される側が見やすいようなマニュアルを作成したりと、あとは来年度に向けまして、各地域での説明会や講習会を積極的にさせていただきたいと考えております。そういったことを進めながらPRを含めて進めながら来年度は作成推進に、補助金の活用に向けて我々も努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 100団体を目標にやってきたと、実際のところ何団体あったのかということ、中にはどうせ作るんだったら、とってでもいいもの作りたいんだということではがんばっている組織もあるということ。そして、未活動組織もあるということで、この辺の地域格差、或いは組織の格差というものが連綿としてあるということなわけですが、そういう意味で自助共助公助、この名目でもってこういう防災対策もこういったところに相当国も力を入れているんだとは思いますが、実際、自助共助公助という名目にふさわしい活動というものに、この何年かやってきた中で、実際、地方都市のこういう活動、高齢化の進む都市でのこうした活動というものが、非常に壁に突き当たっているような感じもするわけですが、その辺どのように認識されてるのかということ。その公助というようなものもっと現実的には、災害に強いまちづくりでは、この公助の部分がやっぱり強化されなければいけないんじゃないかを感じるわけですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答えいたします。公助という意味においては、公助というのは主にハード整備という形になると思います。今、大仙市では、平成29年に水害が発生いたしまして、今、雄物川の築堤工事、これ国交省の事業であったり、あるいは、県でも県管理河川、市内でも何カ所か築堤工事を実施していただいております。市といたしましては、内水排水対策といたしまして樋門に対するポンプの設置をしたりだとか、アンダーパスに進入防止柵を設置するなど、そういったことのハード対策は実施してきております。国でもやはりそうしたハード対策だけでは災害を防げないということは申しておりますので、やはり自助、自らの命は自分で守るというような行動を取っていただくために、そういった啓発も我々進めておりますけれど、やっぱり自分でやれる限界もあるということで、特に今は共助というところ、地域の皆さんが助け合いながら、被災しないような形で策を講じていただくというようなことを進めております。そういった中で我々職員だけが指導するというところにも限界があります。やはり中々そういったマニュアルを作成してお配りしても、はいそうですかという形で活動が直結しないというようなこともあります。そういったことで県の事業で、防災リーダーを育てるということで、今年度の事業ですけれども、大仙市から3名ほどそういった形の研修を受けていただいております。いずれこの方々には、そういった自



主防災組織のリーダーとして、我々がやっているようなことを講習会でやったり、避難所開設ゲームであったりといったことの指導していただく指導者を育成するということにも取り組んでおりますので、そういった形で色んな方面から共助の自主防災組織の活動活性化させるような支援をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（後藤健） ほかにございませんか。はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 総務費で、復興税があちこちで変なところに使われていると承知してはいますが、まさか大仙市でも花火うんぬんさ復興税使ったということだが。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 渡邊委員のご質問にお答えいたします。29年度に国際花火シンポジウム開催いたしましたので、その際の財源ということで頂いております。その際に事業の実績と予算額との開きがありましたので、その部分、過大に貰っていた分を今回返還するというものでございます。決して新聞を騒がすような事に使っているというようなことはございません。以上でございます。

○委員長（後藤健） はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 間違いなくそれ復興税なんだが。大仙市だけでなくほかの地区でも復興税使って色んな事やってるんだ。復興税というのは税金出して災害のあった所中心でやってると思った。まさか大仙で使ってると思わねがった。大仙以外でも結構使ってるんだこれって。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 震災復興特別交付税ということですので、被災団体は勿論ですけども、被災団体以外に負担を及ぼさないようにということで地方負担に頂いているということでございますので、大仙市以外でも活用している団体はございます。

○委員長（後藤健） はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） はい、まず分かりました。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

討論及び採決は、明日、市民部と一緒にまいります。

---

【議案第68号】

○委員長（後藤健） 次に、議案第68号、「令和元年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） それでは、補正予算書の63ページの方をご覧いただきたいと思います。

議案第68号、令和元年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算第1号につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ109万8千円を追加し、補正後の予算総額を1,279万1千円とするものでございます。

補正予算書の69ページの方をご覧いただきたいと思います。

補正の内容でございますが、はじめに、2款1項2目10事業の財産管理費につきましては、54万9千円の補正でございます。秋田県で実施している河川災害復旧等関連緊急事業に供する土地として、淀川財産区有地を秋田県へ売り渡したことから、その土地売却収入の一部について、入会権損失補償契約に基づき、下淀川部落協議会へ収益配分を行うものでございます。

次に、11事業の淀川財産区基金積立金につきましては、ただいま説明しました、土地売却収入の収益分配後の残額を基金に積み立てるもので、54万9千円の補正でございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員交代のため暫時休憩いたします。再開は11時20分とします。

---

休憩（午前11時10分～午前11時20分）

---

【議案第71号】

○委員長（後藤健） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第71号「令和2年度大仙市一般会計予算」を、議題といたします。

それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いいたします。なお、質疑は各所管課ごとに行います。

はじめに、議会事務局の所管する予算の説明をお願いいたします。齋藤議会事務局長。

○議会事務局長（齋藤博美） 議会事務局齋藤です。よろしくをお願いいたします。本日は庶務班班長、高橋直美参事が同席しておりますので、あらためてご紹介させていただきます。

それでは議案第71号、令和2年度一般会計予算における議会費の内容について、ご説明申し上げます。委員会資料令和2年度当初予算概要16ページ及び資料ナンバー5の令和2年度予算書の50ページをあわせてご覧いただけます。

1款、議会費の予算総額は、3億2,164万5千円で、前年度比較で547万3千円の減となっております。要因といたしましては、平成31年度は議員27名分を計上しておりました、議員報酬及び手当、共済費などが1名減員となり26名分となったことが主な要因となっております。

それでは、事業別に内容をご説明申し上げます。

はじめに、7事業、議員報酬期末手当及び共済費は、2億2,834万1千円で、前年度比で1,011万3千円の減となっております。これは期末手当が本年度の給与改定で0.05カ月分引き上げられましたが、議員実数が1名減となったことと、議員共済費の給付費負担金の負担率が、100分の36.9から100分の35.4に1.5ポイント引き下がったため、事業全体では減額となっております。

続きまして、10事業、議会活動費は、1,506万9千円で、対前年比較で197万5千円の減となっております。内容は、各常任委員会、議会運営委員会の行政視察にかかる旅費については、前年度と同額の1人当たり10万円、広報広聴常任委員会と議会改革推進会議の旅費は1人当たり5万円としております。そのほか、本会議や委員会

等の費用弁償や、首都圏ふるさと会への出席旅費及び各種交流都市や台湾との交流にかかる旅費を計上しております。減額となりました主な要因は、令和元年度には議員全員分を要求しておりました宮崎市への訪問旅費を令和2年度からは、議員人気4年の内に1度訪問できる人数分として計上したためでございます。政務活動費につきましては、前年同額の月額一人当たり1万5千円を、議員特別研修負担金は一人当たり5万円を20人分計上しております。

11事業、議長交際費は前年度と同額の90万円でございます。

次の、12事業、議会管理費につきましては、主な事業の説明書1-1ページをお開き願います。予算額は896万2千円で、対前年比較で489万8千円の増額となっております。議会管理費には、効率的な議会運営を行なうための経費といたしまして、職員の随行旅費、コピー機のパフォーマンス料、会議録の反訳等の委託料、事務消耗品費などを計上しております。令和2年度は、議会のペーパーレス化と情報提供や情報共有の迅速化を図るため、新たにタブレット端末導入経費として、512万1千円を計上しております。内訳は、議会にタブレット端末を35台導入するための、通信費やペーパーレス会議システムの使用料、ネットワーク工事費などとなっております。なお、当局側のタブレット端末導入につきましては、特別職、各部長、各支所、総務課、財政課などへ30台を導入することとし、予算は総務課の行政改革関連経費に計上しております。また、令和2年度は議員の夏用防災服を消耗品費に計上しております。

次の13事業、議会広報発行経費ですが、資料は当初予算概要16ページにお戻り願います。予算額は443万3千円で、前年比26万5千円の減となっております。これは、年4回、表紙カラー印刷、平均15ページ、3万1千部を印刷する議会だよりの発行経費で、見積もり単価の引き下げと、発行部数の減により、減額となっております。

50事業、議会費負担金は、全国市議会議長会、東北市議会議長会、秋田県市議会議長会、全国自治体病院経営都市議会協議会、全国高速自動車道市議会協議会等に対する負担金で、合わせまして、57万8千円で前年同額となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 説明の中でよ、台湾云々であったね。それは具体的に何なんだ。

- 委員長（後藤健） はい、局長。
- 議会事務局長（齋藤博美） 台湾との交流について、今、市の方でも最初は中和と交流協定を結ぶ予定でしたけれども、そこがちょっと今進んでないという状況にありながら、樹林区ですとか、そういう所も訪問しております。例年であってもトップセールスで市長、議長等が訪問していた経緯がございまして、そういう形で交流課等と協議しながら旅費を計上してございます。
- 委員長（後藤健） はい、渡邊委員。
- 委員（渡邊秀俊） 議長の話。
- 議会事務局長（齋藤博美） はい。
- 委員長（後藤健） はい、渡邊委員。
- 委員（渡邊秀俊） 議員報酬うんぬんもあるけれど、政務活動費そして議員特別研修費、これについて最近果たしてこれでいいのかな、という事例も出てきているので、やっぱりこれについては、もう少し慎重に、こうして12億もお金が足りないという時によ、やはり議員自ら少し自粛すべき時ではないかなと個人的に思います。これこのまま残すんであれば議長も呼んで政務活動費のあり方、議員特別研修、政務活動費の中で個人で使える政務活動費或いは会派で使える政務活動費で分けていくのか、そのあたりもう少し協議していただきたいなと要望します。
- 委員長（後藤健） 暫時休憩します。

---

休憩（午前11時28～午前11時29分）

---

- 委員長（後藤健） それでは再開いたします。ほかに質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（後藤健） なければ議会事務局に関する質疑を終結いたします。

---

○委員長（後藤健） 次に、選挙管理委員会事務局の所管する予算の説明をお願いいたします。小松事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（小松大） それでは、選挙管理委員会事務局所管分の令和2年度当初予算につきましてご説明いたします。

当初予算概要の17ページ及び予算書の63ページをご覧ください

2款4項1目1事業の選挙管理委員会委員報酬の124万円につきましては、委員4名分の報酬でございます。

同じく10事業、選挙管理委員会事務費の49万2千円につきましては、選挙管理委員会事務局の事務費、委員研修旅費などでございます。

同じく50事業、選挙管理委員会連合会負担金の8万8千円につきましては、全国市区及び県内市選管連合会への負担金でございます。

2款4項2目10事業、選挙常時啓発費の47万9千円につきましては、小中学生を対象とした選挙啓発標語コンクールの入賞者記念品代や、市内高校での選挙啓発出前講座における啓発グッズ購入等、選挙制度についての周知活動を行うための経費でございます。

続いて、令和3年4月に執行予定の秋田県知事選挙と大仙市長選挙について、令和2年度当初予算において準備経費を計上しておりますのでご説明いたします。なお、計上にあたっては、令和3年4月4日同日選となることを想定しております。

それではお配りしている主な事業の説明書をご覧ください。ページ1-2をご覧ください  
令和3年4月19日任期満了に伴う秋田県知事選挙執行経費についてご説明いたします。予算額は、3,390万3千円となっております。選挙日程につきましては、告示日を令和3年3月18日木曜日、投票日を4月4日日曜日と想定しておりますので、3月の期日前投票期間は13日間となります。

それでは主な経費についてご説明いたします。期日前投票所経費につきましては、期日前投票管理者・立会人の報酬及び事務従事職員の時間外手当、会計年度任用職員報酬、期日前投票受付用パソコン10台の購入費用等でございます。ポスター掲示場費につきましては、掲示板の購入、設置、維持管理等の経費でございます。その他経費につきましては、入場券の印刷・郵便料、選挙啓発看板及び選挙関連事務消耗品等でございます。なお、財源といたしましては秋田県知事選挙費委託金が充当されておりますが、期日前投票受付用パソコンの購入費用156万2千円については県補助が2分の1となっておりますので、残りの78万1千円が一般財源となります。

次に、ページ1-3をご覧ください。令和3年4月8日任期満了に伴う大仙市長選挙執行経費についてご説明いたします。予算額は、1,259万5千円となっております。選挙日程につきましては、告示日を令和3年3月28日日曜日、投票日を4月4日日曜日と想定しておりますので、3月の期日前投票期間は3日間となります。

それでは、主な経費についてご説明いたします。

期日前投票所経費につきましては、期日前投票管理者・立会人の報酬及び事務従事職員の時間外手当、会計年度任用職員報酬等でございます。ポスター掲示場費につきましては、ポスター掲示板の購入、設置、維持管理等の経費でございます。その他経費につきましては、投票用紙の印刷、選挙公報発行、啓発用看板や選挙関連事務消耗品等でございます。なお、財源といたしましては一般財源が充当されておりますが、会計年度任用職員の通勤費相当額については地域雇用基金繰入金より充当することとしております。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ選挙管理委員会事務局に関する質疑を終結いたします。

---

○委員長（後藤健） 次に、監査委員事務局の所管する予算の説明をお願いします。

伊藤事務局長。

○監査委員事務局長（伊藤直樹） 監査委員事務局所管の歳出予算についてご説明いたします。

説明資料は令和2年度当初予算概要によりご説明いたします。最後のページ、18ページをご覧ください。

ここで誠に申し訳ありませんが資料の訂正をお願いしたいと思います。訂正箇所は18ページの3行目の監査委員費負担金で、令和2年度当初予算額とその財源内訳、そして令和元年度の当初予算額の3箇所が1万8千円になっておりますが、これらを全て5万2千円に訂正をお願いいたします。誠に申し訳ありませんでした。

それでは説明をはじめさせていただきます。最初に2款6項1目1事業、監査委員報酬につきましては、46万8千円で前年度と同額であります。議会選出監査委員の報酬、月額3万9千円の12カ月分であります。

次に10事業、事務費等につきましては、83万6千円で前年度と比較し30万6千円の増となっております。内訳といたしましては事務局での経常的な事務経費となっており、監査委員と事務局職員の都市監査委員会総会及び研修会等の出席旅費や費用弁償

として29万1千円、決算審査意見書の印刷製本費や消耗品費等として38万1千円、工事技術調査業務委託料として16万4千円であります。

次に50事業、監査委員費負担金につきましては、5万2千円で前年度と同額となっております。秋田県、東北、全国のそれぞれの都市監査委員会の年会費であり、秋田県が1万8千円、東北が1万1千円、全国が2万3千円であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ監査委員事務局に関する質疑を終結いたします。

---

○委員長（後藤健） 次に、総務課の所管する予算の説明をお願いします。佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） それでは、議案第71号の令和2年度大仙市一般会計予算のうち、総務課所管分についてご説明申し上げます。

はじめに厚い予算書の方になります。125ページをご覧ください。

議員及び特別職の人件費について、表にまとめた給与費明細書になります。令和2年度の人件費につきましては、表右側から2列目の合計欄の、上から4段目になりますが、合計額4億7,533万7千円を計上しております。前年度と比較しますと、合計欄の一番下の数値になりますが、6,192万5千円の減となっております。

これは、2年度に実施の選挙が予定されていないことから、投票日における投票管理者や投票立会人などのその他特別職の区分に該当する人件費がなくなったことから、予算額が減少したものであります。

続きまして、1枚めくってもらいまして、126ページをお願いします。一般職の人件費につきましては、(1)の総括の表の1段目になりますが、職員数は730人、合計額は59億9,247万3千円を計上しております。前年度と比較しますと、職員数は10人の増、合計額は3,428万1千円の減となっております。なお、上段のカッコ書きの数字につきましては、短時間勤務職員について外書きしたものであります。前年度は、定年退職後に再任用された職員のみ計上しており、臨時職員や嘱託職員は含まれておりませんでした。しかしながら、2年度は、新たに会計年度任用職員制度が導入



されることに伴いまして、この給与費明細書に、臨時職員等に相当する職員、会計年度任用職員として加えて明記することになったことから、前年度と比較して職員数、合計額ともに、大きく増加しております。

続いて、資料が変わりまして、A4横でホチキス止めした総務民生常任委員会の令和2年度当初予算概要の表紙をめくってもらいまして、1ページ、2ページご覧いただきたいと思います。

総務課が所管する当初予算の概要になっております。前年度と比較して大きく増減があった事業科目についてご説明申し上げます。

はじめに、ナンバー3の、2款1項1目11事業の行政改革関連経費についてであります。予算額が274万1千円になっており、前年度と比較して、177万9千円の増であります。

主な理由としましては、2年度に導入を予定している議会用タブレット端末の市当局分用の、端末付属品一式と通信運営費を計上したことによりまして、増額となったものであります。

続きまして、ナンバー4の、2款1項1目12事業の総務一般管理費についてでありますけれども、予算額が7,513万7千円となっております。前年度と比較しまして、367万4千円の増であります。

主な理由としましては、臨時職員や嘱託職員が2年度から新たに会計年度任用職員制度に移行することに伴い、報酬額が引き上げられることや、予算計上した雇用人数を増やしたことが、予算額の増となったものであります。

最後に、ナンバー8の、2款1項1目51事業の秋田県市町村総合事務組合負担金についてであります。予算額が183万9千円になっており、前年度と比較し、110万2千円の減であります。

主な理由としましては、会計年度任用職員制度の導入により、非常勤職員として認められる職種が明確化されたことから、交通指導員や防犯指導員、水門等管理人などの加入が外れたことによりまして負担金が減になったことが理由になります。

以上が、前年度と比較し、大きく増減があった事業科目の当初予算について、ご説明申し上げます。これ以外の事業科目につきましては、要求段階から見直し等を行いつつ、経費節減に努めた予算となっております。

以上、議案第71号についてご説明申し上げました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 会計年度職員の人数840人、128ページですね。括弧書きの方々には会計年度短時間職員、いわゆる臨時嘱託で、5人というのは一般職と同じですよ。フルタイムの方々ですよ。これでいきますとね、臨時嘱託といわれた短時間の方々、会計年度職員の皆さん、これまでもなんでしょうけれども、報酬というふうなことで支給される金額が平均して84万とか、その程度なのですよ。年額。これまでの臨時嘱託の皆さんの年額、給与とかどれ位だったのか分かりませんが、平均すればこの程度になるというふうなことで、ダブルワークだとかをせざるを得ないような、そうした方もいらっしゃると思うんですが、こうした状況を公務員という、取り扱いと同じだと思うんですが、ダブルワークなどもしなければならない状況にある方が、この中に何人いらっしゃるのかどうかということ。それから、これまでの嘱託職員に支給されていた金額、臨時職員に支給されていた金額、それらがこの会計年度職員になって結果的に異常に月額報酬が安くなった人いないのかどうか、12月の定例会の時に一応、報酬一覧表が出されましたけれど、その辺の実態はどうなのか教えていただきたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。会計年度任用職員ですが、市の一般行政職なり、市の正職員と性質とは違う補助的な事務を行ってもらう事を対象としたのが、会計年度任用職員ということで位置づけしております。これは制度に基づいて大仙市も適正な形で任用しているところでありますので、ダブルワークとかと言われたんですけど、大仙市としましてはそこはきっちり切り分けしてというか、区別してですね、きちっとした形で採用をして、正職員は正職員、会計年度任用職員はそちらの方の職種とした採用をして、仕事をしていただくというふうな形に区別しておりますので、ご理解願いたいと思います。それから、安くなった人、給料の下がったりする人というのはですね、現行の勤務時間数とか勤務体系と変わらない人であれば下がる人はいないはずですよ。そこはご理解いただきたいです。異常になります。

- 委員長（後藤健） よろしいですか。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） ちょっとあちこちから声が聞かれたわけですがけれども、いわゆる嘱託がこの3月で後は打ち切りになるということ、個々に言われたというふうなことから、この会計年度職員でそれぞれの色々、公民館だとかそうした施設の中で職員数、会計年度職員数という方々が、これまでの配置人数よりも減ってるような施設があるのかどうかと、そういうふうなことは、全て嘱託から会計年度職員に移行された方ばかりなのかどうかはちょっと分かりませんので、中にそうしたこう、あと勿論辞めると言っている人達もいるんでしょうけれど、その辺の実態なんか。
- 委員長（後藤健） はい、佐々木次長。
- 次長兼総務課長（佐々木隆幸） 各施設における会計年度任用職員の人数というかですね、これまでと比較しての人数でございますけれども、それぞれの所管においてですね、今回業務量と従事人数等を見直し検討をいたしまして、適正な形である人数に対する予算計上をしております。その予算計上に従った形で、今後4月1日から採用されるようになると思いますので、施設によっては減るところ、場合によっては増えるところもあるのではないかと思いますけれど、その個々の施設、今はっきり分からないのでお答え申し上げられませんが、施設によっては、ご指摘の人数が減る施設もあると思われれます。
- 委員長（後藤健） はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 中には、実際不本意に3月で打ち切りと言われたというふうな事が耳に入りましたので、そうした業務量の状況を十分に調査したうえで配置しているかと思えますけれども、そうした不本意な、会計年度職員に移行もしないで辞めざるを得ないような状況というのが、起きないようにすべきではないかと思うわけですがけれども、庁舎の中にも、そういった部署があるというふうにも聞いておりますけれども、実際。その人数を減らすなど大きく言えるわけではないんですけども。
- 委員長（後藤健） はい、佐々木次長。
- 次長兼総務課長（佐々木隆幸） 佐藤文子委員のご質問にお答えします。施設における臨時的な事務補助をしておられた方につきまして、今度、会計年度任用職員に移行するにあたっては、人数が減ったり増えたりする場合、それぞれあると思えますけれども、採用にあたっては、公募若しくは審査形式を取って適正な形で採用を取っているところありますので、本人がもしかすれば不本意なところもあるかもしれませんが、選考

等を行って採用することになっておりますので、事務としては適正な形で、役所では採用の手順を取っているという形で認識しております。それから、一部嘱託職員とかという話もありましたけども、令和元年度、今年度までについてはですね、市の職員が退職されて再任用に、年金が貰えるまでに勤務していただく方がいたんですけども、これまで、それでも市の職員としての充足不足というか足りなくて、再任用が終わって辞めていただくような方につきましても、一部その人の業種なり施設の勤務状況に応じてですね、1年契約でですね、もう1年市のお仕事を手伝ってもらえないか、協力してもらえないかというふうに、1年更新ということで、1年の任期期間ということで採用されている嘱託員がおります。それにつきましては、やはり1年契約でありますし、市の方でも採用計画がありまして、市の職員数に応じて過不足がない場合は、嘱託員については1年契約ということでお知らせしたケースも確かにあります。本人にそのことを説明しているのが事実であります。たぶんその方が該当するのかなということでもありますけども、うちの方で説明した実態としては、そういう理由による1年契約でお願いした経緯がある方だと思いますのでご理解願いたいと思います。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方。はい、挽野副委員長。

○副委員長（挽野利恵） 10事業の職員研修及び厚生費の中のストレスチェック委託料。それから、13事業の職員安全衛生費の中のメンタルヘルス対策事業とかカウンセリング料とか書かれてあって、令和2年度減らされてるんですけども、私ここすごく大事な分野だと思っていて、民間企業だと働いて精神的に病んでしまって会社を訴える場合あるんですよ。それに対する保険も開発されてるようで。市役所という所はすごくストレス溜まる所かと思うんですけども、そこあたり職員の精神面のケアという。これだけ見れば予算減ってるので、そこあたりきちんとしてるものかお尋ねします。

○委員長（後藤健） はい、佐々木次長。

○次長兼総務課長（佐々木隆幸） 挽野副委員長のご質問にお答えします。今回メンタルヘルス、ストレスチェック共に、制度の事業としている内容は変わりございません。これまでと同様の色んなチェックなり相談業務を行っていく事業になっておりますので、減っているというのは該当する職員数の人数を若干減らしておりますので、その分で若干減となっております。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方は。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） 職員研修のことなんですが、今、市ではこれ見れば新規採用職員、

それから階層別研修、それから色々な研修の項目書いてあるんですけども、実際に実態として年間に、どの位のそれぞれの研修に出ているものなのか、後でいいけど予算勿論絡んでくる話だと思うので、その部分でやっぱりきちりやっておかないとだめでないかと思って、最近ちょっと気になってるんで、いずれその辺りを後で資料で出していただければいいんですが。どんな研修にどれ位行っているのか。それからどうやって出しているのか。できれば全員が一回りできるようであれば一番いいんでしょうけれども。そういった所が大事だと思うので。後で資料で結構です。教えてください。

○委員長（後藤健） そうすれば資料の方お願いいたします。ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ、総務課に関する質疑を終結いたします。

---

○委員長（後藤健） 次に、秘書課の所管する予算の説明をお願いいたします。山田秘書課長。

○秘書課長（山田由紀子） 秘書課の山田です。よろしく申し上げます。説明前に同席職員を紹介いたします。班長の熊木雄一主幹です。

秘書課の係わる予算について、お手元の資料令和2年度当初予算概要に基づいて説明いたします。3ページをご覧ください。

はじめに2款1項15目10事業、秘書管理費についてであります。秘書管理費は市長、副市長の公務に要する経費や事務費等であります。令和2年度の予算額は461万1千円で、昨年度との比較では100万3千円の減となっております。主な予算の内訳ですが。秘書管理費の約6割が市長・副市長、随行の旅費であり、301万2千円となっております。ほかに食糧費として、来客用のお茶代、大曲の花火招待者の熱中症予防等のための非常用飲み物代、また、日程を管理するタブレット1台の通信費、大曲の花火へのふるさと会等の招待者機数マス購入経費などが含まれております。

次に2款1項15目11事業、市長交際費です。市長交際費は、市長・副市長が市を代表して外部との交際・交渉を行うための経費であります。令和2年度の予算額は、昨年度と同額の270万円となっております。

次に2款1項15目50事業の秘書費負担金についてであります。内訳は全国市長会分担金42万8千円、秋田県市長会負担金158万9千円合わせまして昨年度と同額の201万7千円となっております。

以上、秘書課関係当初予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ秘書課に関する質疑を終結いたします。

この際昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時でお願いいたします。

---

休憩（午後0時01分～午後0時57分）

---

○委員長（後藤健） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、財政課の所管する予算の説明をお願いします。伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） つづきまして、議案第71号令和2年度大仙市一般会計予算の内、財政課関係の予算につきまして説明申し上げます。

はじめに歳入についてでございますけれども、お手元に配付しております、令和2年度当初予算概要の4ページをご覧ください。なお、予算書のページにつきましては資料の左側にページの方記載させていただいておりますので、併せてご覧頂きたいと思っております。

はじめに、2款、地方譲与税から、12款、交通安全対策特別交付金までのいわゆる歳入一般財源につきましては、総務省から示されました地方財政計画の伸び率などを勘案し、それぞれ予算計上しておるものでございます。先に開かれまして議員全員協議会の際にも説明させていただきましたが、令和2年度当初予算における一般財源につきましては、普通交付税の縮減等による財源不足のほか、地域活性化策を積極的に押し進めることなどから、財政調整基金からの繰入額4億5千万円を計上し、予算を編成したものでございます。

歳入の説明につきましては、制度改正により変更のあったものや主な一般財源であります地方交付税、また、市債などとさせていただきますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

はじめに、2款、地方譲与税は、国が徴収した特定の税目の収入を一定の基準で地方に譲与するもので、地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税のほか、新たに森林環境譲与

税が追加され、計3項目からなっており、前年度比較6,811万6千円、率にしまして8.9パーセント増の8億3,217万3千円を計上しております。

このうち、森林環境譲与税は、予算額4,979万円を計上しております。森林環境税は国税としまして令和6年度から一人年額1千円が賦課徴収されますが、これに先立ちまして、森林現場の課題に早期に対応する観点から、森林経営管理制度の導入に合わせて令和元年度から森林環境譲与税が譲与されているものでございます。

つづきまして、6款、法人事業税交付金でございますが新設でございます。市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付されるもので、予算額5,333万円を計上しております。

つづきまして、7款、地方消費税交付金になりますが、国税である消費税と併せて国が取り扱っており、都道府県に分配されます。県はその地方消費税額に相当する額について都道府県間において精算を行ったあと、総額の2分の1に相当する額を市町村に交付する仕組みになっております。予算額は、前年度比較2億4,472万円、率にしまして15.0パーセント増の、18億7,142万3千円を計上しております。資料には交付金を通常分と社会保障財源分とに分けて記載しておりますが、地方消費税のうち、1.2パーセントは社会保障施策経費に充てる取り決めとなっていることからでございます。主な交付金充当先としましては、広域で実施しております介護保険事業の負担金や福祉医療、予防接種経費などとなっております。

つづきまして、9款、環境性能割交付金でございますが、自動車取得税を消費税増税に合わせて廃止し、その代わりに燃費性能に応じて車両の取得価格に0から3パーセント課税する環境性能割が導入されますが、自動車税環境性能割収入額から5パーセントを控除した残額の47パーセントを市町村道の延長や面積に応じて交付されるものでございます。予算額は前年度比較3,399万5千円、率にしまして140.9パーセント増の5,812万4千円を計上しております。

つづきまして、10款、地方特例交付金は前年度比較5,237万8千円、率にして47.6パーセント減の5,770万円を計上しております。

地方特例交付金につきましては、従来からの所得税で控除しきれない住宅ローン減税額を住民税から控除することに伴う、減収分の特例交付金のほか、消費税増税の反動減対策として実施される、自家用乗用車に係る環境性能割の税率を令和元年10月から1年間、1パーセント分軽減されることに伴い自動車税及び軽自動車税減収補填特例交付

金が創設され、臨時的軽減による減収分の全額が補てんされることとなっており、これらを合わせて、5,770万円を見込んでおります。

なお、幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援臨時交付金は、31年度限りの措置でしたので、皆減となっております。

つづきまして、11款、地方交付税は、歳入の約4割、一般財源においては約6割と、財政運営にとって非常に大きなウェイトを占める財源となっております。前年度比較1億8,159万9千円、率にしまして1.1パーセント減の166億7,434万円を計上しております。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分類され、地方交付税総額の94パーセントが普通交付税、6パーセントが特別交付税として配分されることとなっております。

内訳ですが、はじめに普通交付税は、前年度比較1億7,262万7千円、率にしまして1.1パーセント減の155億4,434万円を計上しております。

普通交付税については、合併特例期間終了の残分、人口減少や事業費補正の影響分、また代替財源であります臨時財政対策債の振替額の減額などを見込んで算定したところでございます。なお、国の地方財政計画では、交付税特別会計から各地方公共団体への出口ベースの総額での2.5パーセントの増となっておりますが、先程申しました人口減少、児童生徒数の減や公債費の算入分の減などにより、増の要素が見込めなかったことから前年度比減となっておりますのでございます。

なお、これまでも説明してきておりますが、令和2年度からは大仙市には一つの団体として算定された、いわゆる一本算定で普通交付税が交付されることとなっております。いずれにしましても一般財源の主となる財源でございますが、一般財源の確保は厳しさを増しております。歳入に見合った歳出となるよう健全な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。次に特別交付税につきましては、前年度とほぼ同額の11億3,000万円を計上しております。各年度における交付額は、災害等の要因により異なりますが、直近の30年度におきましては約19億円の交付額となっております。

つづきまして、19款、繰入金のうち、財政課所管の各繰入金について説明いたします。先程の3月補正予算の説明と重複する部分もありますので、要点について説明させていただきます。

はじめに、財政調整基金繰入金につきましては、普通交付税の縮減などによる一般財源の減少から、令和2年度予算における各事業の実施財源として繰り入れるもので、前



年度と同額の４億５千万円を計上しております。これにより、当初予算計上後の基金残高は、約２億６千万円となる見込みであります。今後の特別交付税などの現状を踏まえまして、最低でも５千万円の積み増しを図り、災害等の不測の事態への備えなど、再び３億円の残高確保を早期に達成できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、地域振興基金繰入金でございますが、市民との協働のまちづくりや、地域振興及び市民の一体感の醸成を目的とした事業を実施するため繰り入れするもので、前年度比較２億９千円、率にしまして１１．４パーセント増の２億８千円を計上しております。令和２年度におきましては、農業と食活性化事業や友好都市交流事業など１９の事業財源として計上しており、当初予算計上後の基金残高は約２億８千円となる見込みでございます。

次に公共施設修繕引当基金繰入金につきましては、公共施設の修繕や解体に要する財源として繰り入れするもので、前年度比較１億７千円、率にして１．１パーセント減の１億５千円を計上しております。令和２年度におきましては、各庁舎、学校施設及び生涯学習施設の修繕経費などの事業財源として計上しており、当初予算計上後の基金残高は約２億９千円となる見込みです。

次に地域雇用基金繰入金につきましては、市の施策における雇用対策経費として、来年度から開始となる会計年度任用職員に係る経費に繰り入れするもので、前年度比較１億８千円、率にして３２．２パーセント増の７千円を計上しております。なお、当初予算計上後の基金残高は約１億３千円となる見込みでございます。

つづきまして、２０款、繰越金は、前年度繰越金として前年度同額の３億円を計上しております。

つづきまして、２２款、市債のうち、財政課関連の市債は一般財源であります臨時財政対策債となりますが、これにつきましては地方財政の収支不足の補てん措置として、地方財政法の特例として発行を認められております用途が制限されない地方債であり、総務省の地方債計画に基づき算定を行っております。前年度比較１億１千円、率にしまして１１．７パーセント減の８億８千円の計上でございます。

以上が財政課所管の歳入でございます。

次に、歳出につきまして説明いたします。なお、説明は予算額の増減が大きい、主な事業とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、資料5ページになります。予算書の方は54ページになりますが、8目10事業の財産管理費につきましては、4,248万3千円を計上しており、前年度と比較しまして893万6千円の減となっております。歳出の主な内容でございますけれども、市有財産の維持管理に係る光熱水費、建物保険料、土地借上料などを計上しております。なお、昨年と比べ大きく減となっておりますのは、昨年は神岡地域におきましてPCBの廃棄処理経費等があったためでございます。

次に、同じく54ページになりますが、8目11事業の公有林整備事業（補助分）につきましては、2,232万4千円を計上しており、前年度と比較しまして、1,753万5千円の増となっております。令和2年度は中仙地域の長野字長野山地内のほか、南外地域それから太田地域での間伐材搬出に係る委託費などを計上しております。

つづいて資料の方は6ページ、予算書の方は77ページからになります。

4款1項7目90事業、下水道事業会計繰出金、旧科目でいきますと特定地域生活排水処理事業分、それから予算書は79ページになりますが3項1目90事業、簡易水道事業会計繰出金、4項1目90事業、上水道事業会計繰出金、それから予算書85ページの6款1項5目90事業、農業集落排水事業分の下水道事業会計繰出金、それから98ページ8款6項1目90事業、公共下水道事業分の下水道事業会計繰出金、それから91事業の特定環境保全公共下水道事業分の下水道事業会計繰出金、これらにつきましては、一括で説明させていただきます。

上水道、それから簡易水道、下水道事業、3企業会計の一般会計繰出金は、ご承知のとおり、29年度から水道事業、30年度からは下水道事業において、地方公営企業として運営しております。令和元年度からはこれらに係る繰出金につきましては、他自治体に倣いまして、財政課において説明させていただいております。それぞれの繰出金については、資料記載のとおりでございます。簡易水道事業におきましては、協和南部地区、それから仙北中央地区の簡易水道における市債償還が開始となったことにより増となっております。また、下水道事業におきましては、特定環境保全公共下水道事業分において、管渠の修繕費の増により、また、農業集落排水事業におきましては起債対象外となります集排の機能診断の経費の増がありまして、前年度と比べまして増となっておりますが、下水道会計全体におきましては、新規の接続による下水道使用料の増や人件費の減が図られる見込みなどから会計全体では減になっているというものでございます。

続きまして、予算書の方は123ページになります。12款、公債費の1目90事業長期債元金償還金は、49億5,142万9千円を計上しており、前年度と比べまして2,187万3千円の減となっております。

2目90事業の長期債利子償還金は、2億7,124万9千円を計上しており、前年度と比較しまして6,625万9千円の減となっております。償還利子につきましては、低利子への借換など、これまでの各年度の取り組みにより、大きく減少してきておるものでございます。

以上、財政課所管の一般会計当初予算につきまして説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 3月で、元年度まだ少しあるんですけども、昨年度の未執行というかわかなかったお金、というのは大体どれ位あるものか知りたいんですけども。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 古谷委員のご質問にお答えいたします。ここ数年ですね、実質収支ということで約10億位は残るというふうに想定しておりまして、その位残っていただかないと次年度の補正予算の財源ですとか、そういうのがないという状況ですので、今年度におきましても、特別交付税これから確定でありますけれども、その動向にもよりますけれども大体毎年同じような金額が頂けるのであれば、やっぱり10億位は出るのではないかと想定はしております。

○委員（古谷武美） その10億というのはどういう形で、名目で残ってるんですか。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 前年度の繰越金ということで計上になりますので、次年度に繰越金ということで補正予算等で積み上がっていくものでございます。

○委員（古谷武美） 先程30億の繰越金とありましたよね。基金の中で。あれとはまた違う。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） それとは別といいますか、基金の場合は、当然その今年度色々なもので残った中で調整できるものを積み上げていってます。それが先程説明しました基金の方に積む分ということでございます。これからでる繰越金というのは、特別交付

税であったり、それから市税の収入の確定分等もまだできておりません。或いは5月まで出納閉鎖ありますので、そういったことで歳出の方の、どれくらいつめる事ができたかと、それらが確定し次第、前年度の繰越金という形で残るということをございます。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方は。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 森林環境税。これ、国民1人当たり1千円の課税ということで、赤ちゃんからお年寄りまで全てに課税される。国民1人当たりということですか。そして、この交付金は一般財源という取り扱いで、目的税ではないんですね。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 佐藤文子委員のご質問にお答えいたします。目的税ということではございません。一般財源扱いということをございますけれども、まだ詳しい何に使うかというのは決まってませんが、実際はですね森林に関係する部分、間伐ですとか林業に関する人材育成、それから担い手の確保といった経費に充てるものというふうになることかと思ひます。以上でございます。

○委員長（後藤健） ほかにございませんか、金谷委員。

○委員（金谷道男） さっきの繰越金との関係の話なんですけれども。今、財政課長言った10億というのは通常の会計やってきた話で、もしかすれば今年大分雪が少なかったんで、除雪費の関係が結構あると思うんですけど、それで確か去年もそういう事あったんですけども、除雪費の関係の残について、道路の整備要望非常にどこからも出てきているし、雪がなかったということは結果的に道路が痛んでるということにも、あちこち見えそうなので、そういった点を市長も確か施政方針かで言ったんだども、そこら辺の所は道路の修繕に向けてくれるような考え方で、この後やっていこうと思ひているのかどうか。そこ確認したいです。

○委員長（後藤健） はい、部長。

○総務部長（舛谷祐幸） 金谷委員のご質問にお答え申し上げます。今のところ確定はしておりませんが、今、委員おっしゃったとおり今年雪が少なかった反面、道路の損傷が非常に多く見られております。それで何年か前にも4月の補正だったり6月の補正だったり、そういうのでですね道路維持関係の補正予算組んだことありました。これから道路の状況もう一回確認させまして、市長との協議になりますけれども4月にも臨時議会お願いすることと思ひますし、ちょっと分からないけど6月なるかもしれませ

んけども、いずれ何らかの道路維持の補正予算というのは我々としても出したいなと思ってます。

○委員（金谷道男） 非常にそれぞれの地域で要望強い部分の仕事だと思うので、支所ともよく連絡取って効率よく、折角の本当に臨時収入みでったもので、お天気からもらった。そういうところちゃんとやっていただくようにしてほしいと思います。

○総務部長（舛谷祐幸） 市長の方にも伝えておきますので。

○委員（金谷道男） 単純に繰り越ししねでな。

○委員長（後藤健） ほかにございませんか、はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 地方消費税交付金なんですけど、この予算に影響しているのかどうか分からないんですけど。今回のコロナ問題での、もの凄い経済不況というのが新たに加わって大変な状況になってるわけなんですけれども、この消費税の交付金というものの収入見通しに、予算に何らかの影響はあるものかどうか。その辺の見通しはどのようにか。

○委員長（後藤健） はい、伊藤課長。

○財政課長（伊藤公晃） 佐藤文子委員のご質問でございますけれども、当然消費が落ち込む、冷え込むということになりますと、想定した金額は望めないのかなということは我々も懸念しております。消費税だけではなくて、例えば税の方ですね、そういったものの経済が動かなくなると全てにおいて影響するということでございます。ですから地方消費税だけでなく、ほかの税目についてもそういうふうに落ち込むということが懸念されますので、我々としましてもそこらへんは注視しながら、あるいはどういった手当と申しますか、こういったものがこれからあるものなのか、そういったところも動向も注意しながら良く見定めて、財政運営を行っていきたいと考えております。それから先程の質問で森林環境税のお話ありましたが、私回答間違ってしまったので訂正させていただきます。年額1人1千円ということで徴収しますけれども、個人住民税と合わせて市町村が賦課徴収するというので、均等割をいただいている方からの1千円の徴収ということに訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（後藤健） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ財政課に関する質疑を終結いたします。

○委員長（後藤健） 次に、契約検査課の所管する予算の説明をお願いいたします。佐々木契約検査課長。

○契約検査課長（佐々木英樹） 契約検査課の佐々木でございます。はじめに、本日同席の職員をご紹介します。入札契約班長の原参事です。工事検査班長の高橋参事です。よろしくお願いいたします。

それでは、契約検査課の令和2年度当初予算案につきまして、ご説明いたします。令和2年度当初予算概要の9ページをご覧ください。

2款1項1目14事業、契約検査費についてでございます。予算額は381万5千円で、前年度対比で55万2千円の増でございます。予算増の理由といたしましては、秋田県公共事業執行管理システム負担金、いわゆる電子入札システムの共同利用負担金が、システム改修などのため67万5千円の増となることによるものでございます。この電子入札システムにつきましては、秋田県と県内市町村が共同利用しているもので、経費は、構成市町村の前年度の人口割合により按分してございます。令和2年度は、大仙市のほか、由利本荘市、男鹿市、鹿角市、横手市など10市2町と秋田県との共同利用により運用されることとなつてございまして、負担金として当課の予算の大半を占めます321万1千円を計上してございます。このほかの契約検査費につきましては、備考に記載しておりますとおり、当課の事務経費でございまして、コピー機の賃貸借費用のほか、優良建設工事表彰の事務経費などを予算計上してございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（後藤健） 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は。小松委員。

○委員（小松栄治） いくつかの種類、例えば普通競争入札とかいろいろあるでしょ。何種類あります。教えてください。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○契約検査課長（佐々木英樹） 小松委員のご質問にお答えします。うちの方でやります入札でございますけども、入札の種類としましては工事の場合は条件付一般競争入札又は指名競争入札。あとそれ以外の業務委託とか、物買ったりとかですね、そういうのは指名競争入札でやってございます。あと相手先が特定されるようなものは入札によら

ず随意契約というものやっておりますので、基本、一般競争、指名競争、随意契約この3種類でございます。以上です。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） その中の契約内容は、いわゆる三つあるということなんだけれどもしよ、いわゆるプロポーザルというのがあるしな。その関係についてちょっと内容教えてくださいなと思えます。もう一つ、契約するにあたって独断で、市の方で、例えば指名入札とかしなないで、独断で決めるものについては。

○委員長（後藤健） 随意契約のことですかね。

○委員（小松栄治） 随意契約だな。それはどういう基準で決めているもんだがなと思ったりしてしよ。その二つ。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○契約検査課長（佐々木英樹） 小松委員の質問にお答えいたします。プロポーザルというのは、普通価格だけでは決められないというようなものでございますけども、価格だけの競争によらない場合に、こちらで、こういうものをやりたいというものを最初に示します。それで提案していただきますけども、手を上げていただいた方々からプレゼンしていただくんですね。それをプロポーザルの選定委員会というもの作りまして、その中で選定します。それで提案内容、もちろんお金もですけども、総合的に判断してこの業者さんと契約したいというのを決めて、最終的にその業者さんと随意契約と、それがプロポーザルです。あと独断でといいますか、それが随意契約なんですけども、それ地方自治法の施行令の中で、随意契約のできる場合というのがございます。一つには金額の少ないもの。例えば工事だと130万円以下のものについては、見積もり合わせということやりますけども。ただその業者さんでしかできない特殊な技術を持っているものであれば、それは金額が少額でなくても大きい場合でも随意契約というやり方ができます。結局その業者さんでなければできないとか、扱ってないとか、そういう場合は入札の指名委員会の中でかかりまして、その業者さんと随意契約しますよというのを決めてます。ある程度の基準は地方自治法の施行令の中の条文を該当させるということになってます。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 分かりましたけども。また後でその辺り詳しく私も知りたいものがありますし、それからもう一つ、プロポーザルについて、例えば指定管理等があるしな。

指定管理してるとこかなり温泉から色々あるし、このごろスポーツ関係もなんだけど、なかなか、大仙市以外のそういう指定管理者を経験上選ぶのが今までなってきた感じが見受けられます。なかなか大仙市以内のそういう指定をやる方が勉強不足で、または、初めての人達やりたくてもやれないでおると、ただ、やるにしても人手不足だとかあります。あわせて大仙市以外の指定管理を受けている方は、ほとんど地元の人達を使っているのが多いわけでございます。そういう関係で、その辺りは今後どう見ておられるものなのかということです。

○委員長（後藤健） はい、佐々木課長。

○契約検査課長（佐々木英樹） まず前提としまして、指定管理については民法上の契約ではございません。そこは自治法上の協定といいますか。ですから、うちの方で扱っている契約の範ちゅう外なんですよ、指定管理というのは。市の方でもこういう条件でうんぬんというのはあれなんですけれども。指定管理の選定委員会というのは総務の方であると思うんですけれど。そちらの方で条件付けてやると、協定という感じなので、民法上の民々の契約とは違うということをご理解いただきたいなど。

○委員（小松栄治） 分がらね。私が頭不足で分からないけどもしよ。最後の近くに言ったものについて、10点法で色々な条件あってそれは分かります。その関係我々は見えております。査定方法とかも。それで9点とか6点とかトータルで付けておると。それは手を上げた人達が、3社だら3社いた場合だしな。それはいいんだけど、もう一回繰り返しますけども、向こうの方に大変経験があったと、向こうの方というのは県外とか、または市外の人だな。そんたいじ今まで選んできた経緯があるしおなし。そんな関係でなかなか地元関係はやりたくてもやれない、例えば業者さんだとか、そんな人達がおるということで、その辺りの事については今後どうやって伸ばしていかれるものなのかなと思っております。ということは付け加えて、市外、県外の人達の指定管理者はほとんど地元を使ってるわけしな、んだもんだから、なしてこう向こうでやりながら、どういう関係で、経理の関係なもんだが、何の関係、その辺りほとんど地元でやってるもんだがらなと思ったりしております。だから今後、あなたさ言っても、部長さ聞いた方がいいがや。

○委員長（後藤健） 担当がちょっと。

○契約検査課長（佐々木英樹） すいません指定管理については総務課の担当ですので。

○委員長（後藤健） 部長からそうすれば一言。



○総務部長（舛谷祐幸） 今、佐々木課長申したとおりプロポーザルと指定管理、これ別物でありますので、小松委員おっしゃってるのは指定管理なので、県外業者が入ってきているということだと思いますので、ちょっと契約検査課の範ちゅう外ですので。それについてはまた別ですので。

○委員（小松栄治） 分かった。まずその指名関係分かった。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ、契約検査課に関する質疑を終結いたします。

---

○委員長（後藤健） 次に、税務課及び債権管理課の所管する予算については、関連がありますので、合同で審査を行いたいと思います。はじめに、今野税務課長の方から説明をお願いいたします。

○次長兼税務課長（今野清一） 税務課長の今野です。よろしく申し上げます。私の隣は竹村債権管理課長です。ご説明の前に、本日同席しております説明補助員の紹介をさせていただきます。税務課市民税班班長、三浦参事です。同じく資産税班班長、小松主幹です。債権管理課収納班班長、伊藤参事です。同じく滞納整理班班長、森川副主幹です。どうぞ、よろしく申し上げます。

予算説明の前に、報道等でご存じとは思いますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、国税庁では所得税等申告期間を4月16日まで延長しております。当市におきましても申告相談期間を国税庁に合わせ、4月16日まで税務課及び各支所市民サービス課におきまして延長いただいたことを報告申し上げます。

それでは、税務課及び債権管理課所管の令和2年度大仙市一般会計予算につきまして、ご説明いたします。

資料ナンバー5の令和2年度大仙市各会計予算の18ページをご覧ください。予算書の方で申し上げます。

はじめに1款市税につきましては、本年度78億9,399万6千円、前年度当初比較では3,519万5千円、0.4パーセントの微減としております。次に、税目毎にご説明申し上げます。

1項1目市民税の個人分につきましては、本年度26億8,163万2千円、前年度当初比較で26万4千円の微減としております。内訳では、現年課税分26億6,22

8万2千円、滞納繰越分1,935万円としております。主な理由といたしましては、民間給与は2.3パーセント減少しているものの米作農家収益は米仮渡金の増額と増収による所得の増を見込み、前年並みの税収と見込んでおります。

次に2目、市民税の法人分につきましては、本年度5億2,423万2千円、前年度当初比較では7,806万1千円の減としております。内訳では、現年課税分5億2,347万3千円、滞納繰越分75万9千円としております。減額の理由としましては、令和元年10月より法人税割の税率12.1パーセントから8.4パーセントに引き下げられたことにより減と見込んでおります。

次に2項1目固定資産税につきましては、本年度38億1,953万7千円、前年度当初比較で4,436万2千円の増としております。内訳では、現年課税分の37億8,042万1千円、滞納繰越分3,911万6千円としております。課税項目ごとの見込につきましては、

土地については、住宅地、商業地とも0.6パーセント台の下落で、下落が止まりつつあり、地目変更による宅地の増を見込み微減としております。

家屋については、新築増築家屋の増分を見込み増としております。

償却資産につきましては、企業、個人の機械の更新及び設備投資が好調なことから、増を見込んでおります。

また、2目国有資産等所在市交付金につきましては、本年度2,822万9千円、現年課税分としており、前年度当初比較では57万5千円の減を見込んでおります。

次の、3項1目軽自動車税環境性能割につきましては、本年度1,330万円、前年度当初比較で548万7千円の増と見込んでおります。これにつきましては、県税でありました軽自動車の取得税が、令和元年10月から市税となり令和2年度は年間分税収を見込んだことによる増としております。

次の、3項2目軽自動車税種別割につきましては、令和元年10月から軽自動車税から軽自動車税種別割に名称変更しております。本年度2億8,020万4千円、前年度当初比較では2節種別割の下のマル段、軽自動車税との比較になります。1,235万8千円の増と見込んでおります。現年課税分では2億7,709万1千円、滞納繰越分311万3千円としております。これにつきましては、平成28年度課税分から新税率が適用になったことによる、新車登録台数と重加算税車の増を見込んでおります。

次に、4項1目市たばこ税につきましては、本年度5億4,306万8千円、現年課税分としており、前年度当初比較では215万8千円の微減と見込んでおります。これにつきましては、喫煙者、喫煙場所の減少もありますが紙巻きタバコ、電子タバコの税率の引き上げにより微減と見込んでおります。

次に、5項1目入湯税につきましては、本年度379万4千円、前年度当初比較で1,634万4千円の減としております。現年課税分で312万9千円、滞納繰越分は66万5千円としております。これにつきましては、昨年10月より日帰り入湯料の減免による減少を見込んでおります。

次に、税外収入についてご説明申し上げます。同じ資料の25ページをお願いいたします。中ほどになりますが、14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料のうち、督促手数料として、183万7千円を見込んでおります。歳出、徴収事務費の特定財源となっております。

次に33ページをご覧ください。中ほどになりますが、16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税費委託金につきましては県民税徴収交付金として、1億1,537万4千円を見込んでおり、これにつきましては、県民税も市民税と一緒に賦課徴収していることから、個人県民税の徴収取扱費交付金であります。

次に39ページをお願いいたします。下段になりますが、21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金につきましては、255万円を見込んでおります。次の2目加算金及び3目過料につきましては、それぞれ科目存置として1千円を計上しております。

次に42ページをご覧ください。5項雑入、1目滞納処分費につきましては、インターネット公売売却手数料として3千円を計上しております。

次の、2目弁償金につきましては、原付バイク等の標識弁償金として、科目存置1千円を計上しております。

次に47ページをご覧ください。中ほどになりますが、3目雑入、50節回収金につきましては強制執行費用回収金として、申し立て5件分、6万5千円を見込んでおり、歳出、滞納処分費の特定財源となっております。

つづきまして歳出についてご説明申し上げます。令和2年度当初予算概要、総務民生常任委員会の10ページをお願いいたします。税務課所管の主な事務についてご説明いたします。

はじめに、上から2つ目の賦課事務費につきましては、令和2年度当初3,273万円、当初比較増減では343万3千円の増としております。これにつきましては、固定資産税の3年に一度の評価替えに対応するためのシステム改修委託料、ほ場整備の公図入力業務委託料の増額が主な理由です。

また、その下の不動産鑑定評価委託料につきましては、令和2年度当初1,720万1千円、当初比較増減では1,094万円の減としております。委託料の内訳としましては、令和3年度固定資産税評価替えのための基準宅地不動産鑑定委託業務が完了し、2年度では鑑定結果を基に路線価格の付設業務委託と路線価地図データの修正業務委託等であります。

以上歳入と税務課分歳出をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、次に、竹村債権管理課長お願いいたします。

○債権管理課長（竹村由喜美） 引き続きまして、債権管理課所管分の歳出について、ご説明いたします。資料は引き続き令和2年度当初予算概要をお願いいたします。11ページをお開き願います。

ナンバー1滞納処分費につきましては、税外収入のうち非強制徴収公債権と私債権の強制執行にかかる経費として26万円を計上し、前年度当初比較では1万円の減としております。内容としましては、支払督促申立費用5件分、訴訟移行時弁護士費用1件分を見込んでおります。

次に、ナンバー2市税還付金につきましては、地方税法第17条に基づき、修正申告や更正の請求に伴い、過年度に収納した徴収金を還付するための予算です。過去の実績により算定いたしまして、2,168万2千円を計上し、前年度当初比較では167万1千円の減としております。

次に、ナンバー3徴収事務費につきましては、市税の収納管理及び滞納整理処分に係る経費として、997万7千円を計上し、前年度当初比較では145万6千円の減としております。主な内容としましては、納付書や封筒、通知書などの印刷製本費、各通知発送に伴う郵便料、各振替手数料などです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） コロナの関連もありますけれども、法人税について。法人市民税を納めている事業所は何社なのか。法人市民税を納めているのは本店が別の県にあったりとかしている所は、どうなっているのか。フランチャイズ店とか含めて。そういう法人税の納めるシステムというのは、どんなふうになっているのか教えていただきたい。

○委員長（後藤健） はい、今野課長。

○次長兼税務課長（今野清一） 法人税を納めている法人数につきましては、2,026社となっております。これにつきましては、東京本社もありますし、大仙市の企業も全部あります。こちらの方で運営している会社につきましては全部払っていただいているということになります。法人については、1号法人から9号法人までありまして、1号法人につきましては資本金1千万円以下で50人以下。2号法人については1千万以下で50人を超える者。3号法人につきましては1千万円を超え1億円以下で50人以下。4号法人につきましては同じく50人を超える者。5号法人につきましては1億円を超えて10億円以下で50人以下。6号法人につきましては同じく1億円を超えて10億円以下で50人を超える者。7号法人につきましては10億円を超え50人以下。8号法人につきましては10億円を超え50億円以下で50人を超える者。9号法人につきましては50億円を超え50人を超える者。均等割については、9号法人は360万円となっております。分割法人につきましては従業員数で算定して法人割を納めていただいております。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そこで伺いたいのがコロナの問題と関連ですけれども、いずれ経済の壊滅まではいかないかもしれないけど、大変な、まず2カ月間の全くの減収が続くという状況は、相当後々の法人税収にも相当影響を来すものだというふうに思うし、納税者の資金繰りだとかの問題も相当出てくるだろうし、更には、いずれ課税の、税金をしっかりと納められないような事業所も出てくるのではというような、そういったことなど色々考えますけど、その点なんかはどのように見ておられますか。

○委員長（後藤健） はい、今野課長。

○次長兼税務課長（今野清一） 法人税につきましては、今のコロナの影響があるのは来年となる見込みです。決算時期が1月2月3月とありますので、今のコロナウイルスの

影響があるのが、多分12月決算で終わった法人については来年の12月に決算を行って、市の方に納付するのが2月になるので若干は影響あるのかなと思います。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） いずれ去年の分の法人税、今年かけられる法人税は去年の収入に対してでしょう。それが今年1月2月の、もの凄い減収となる事業所が、きちっとその指定された税額を納められない、というような事態が出てくるというようなことは、あり得ないかどうかそこら辺、じゃあその分まけなさいと、今ここではっきり言えるような事ではないかもしれないけれども、そうした対応策というのもちょっと考えておかないといけない問題でないかと、それ位この経済に対する影響というものはもの凄く大きい事をあの首相はやっちまったわけなんですけれども、まず本当に経済サイクルをね、壊したんですよ。ちょっとそこら辺ね、税収にも、いずれ去年の収入にかけられた法人税をしっかりと納められないというような事態が生ずるような事業所も出てこないかなど考えますと、中小商店がどれだけあるか分かりませんが、いずれ大企業あまり心配ないかもしれないけれども、市内の中小業者、そういったところに影響ないかどうか、少し注意して見ていただければいいなと思います。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方は。挽野副委員長。

○副委員長（挽野利恵） コンビニで市税を払ったりとか、最近ラインペイも始まりまして、これによって納付状況の向上というのは見られるもののでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、竹村課長。

○債権管理課長（竹村由喜美） 引野副委員長の質問にお答えします。まだ今年度から始まったので、はっきりした数値は言えませんが、今年度の督促状の発行の関係で約1割位、督促状の発行が減っております。その分期限内納付ができているということだと思います。効果が現れていると思います。

○委員長（後藤健） ほかに、はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 入湯税の滞納繰越分ということで残っているんですけども、確か私の記憶でいくと2年くらい前かな、民間のところで260万くらいの滞納してる所があったんですけども、そこは回収なってこの金額ということですか。

○委員長（後藤健） はい、竹村課長。

○債権管理課長（竹村由喜美） 納まってはいないです。ただこれ予算の調停額ですので、その滞納している業者から差し押さえでいただいている分は、間違いなく入るという事でこの額を予算化しているところです。

○委員長（後藤健） はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） ということは、何か差し押さえしているということですか。

○委員長（後藤健） はい、竹村課長。

○債権管理課長（竹村由喜美） 車1台差し押さえましたし、今現在、自動販売機の手数料を差し押さえています。その売上手数料がこれ位入ってくるということです。

○委員長（後藤健） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ税務課及び債権管理課に関する質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は2時10分をお願いいたします。

---

休憩（午後2時00分～午後2時10分）

---

○委員長（後藤健） 次に、総合防災課の所管する予算の説明をお願いします。佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課の佐藤です。説明に入ります前に本日同席しております説明補助員を紹介いたします。総合防災班長の藤田副主幹でございます。雪対策対策班長の時田主査です。それではよろしく願いいたします。

それでは、議案第71号、令和2年度大仙市一般会計予算のうち、総合防災課にかかる金額の大きい事業及び主要事業の歳出につきまして、令和2年度当初予算概要の資料と主な事業説明書によってご説明申し上げます。

それでは、当初予算概要の12ページをお開きください。

はじめに、ナンバー3の大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金につきましては、予算額14億801万1千円で、対前年比2億654万2千円の減であります。これは、広域消防に委託している常備消防の人員費や車両更新費、施設の修繕・改築費などに充てられる負担金で、今年度は、ポンプ車2台と高規格救急車の導入などが予定されております。

次にナンバー４の広域消防本部改築事業費負担金につきましては、広域消防本部及び大曲消防署新庁舎建設に係る負担金であり、昨年度を持ちまして事業が終了しており、予算額は０となっております。

次に、ナンバー７の消防団管理運営費につきましては、予算額３，０１０万３千円で対前年度比１，１５０万５千円の減となります。これは、消防団員の訓練や会議等の費用弁償の支給及び被服費や装備品の給貸与など、団員が円滑に活動できる環境づくりを目的としており、これまで活動服の一斉更新や、年報酬・費用弁償の引き上げ、ＬＥＤヘッドライトの配備などを行ってまいりました。本年度は、雨合羽８５０着を購入しておりますが、来年度は、主に団員増員に向けた取り組みを教科したり、連絡体系の見直しなど実施する予定であり、新たな装備品の購入がないことから減額となるものでございます。

次に１２ページ一番下のナンバー１３、消防施設維持管理費につきましては、予算額１，４５４万４千円で、対前年度比１３９万円の減となっております。これは、消防施設等の維持管理経費であり、消防施設及び資機材等は毎年定期点検を実施し、経年劣化の進行しているものについては、修繕して機能の維持を図り、災害に備えるものであります。

主な経費といたしましては、消防ポンプ、積載車等の修繕料、消防施設・設備の光熱費などでございます。

次に１３ページをご覧くださいと思います。一番上のナンバー１４、消防施設・設備整備費につきましては、主な事業の説明書１－４ページをご覧くださいと思います。

消防施設・設備整備費につきましては、予算額が３，３８０万９千円で、対前年度比４３３万３千円の増となっております。この事業は、市民の生命及び財産を火災や災害から守るため、消防団が万全の体制で対応できるよう消防施設・資機材を計画的に更新・整備していくこと目的としており、平成２８年の消防団再編により、積載車の新規配備や、余剰となった格納庫の整理などを行っております。

課題といたしましては、資機材や設備の老朽化が進んでいるということで、引き続き点検やメンテナンス等を実施することで、資機材の更新計画に沿って設備の充実を図り、万全の体制を整えていくことが必要となっております。



令和2年度の事業といたしましては、まず、積載車の更新が4台で2,820万6千円。配備先としましては西仙北に1台、中仙に3台を配備する予定となっております。

次に、トランシーバーの購入であります。総務省消防庁で平成26年2月に新たに示しました消防団の装備の基準に基づきまして、消防団の連絡体系の見直しを図ることとし、166台のトランシーバーを導入致します。このトランシーバーは積載車1台につき、トランシーバー2台を配備することとし、火災や避難誘導時などの場面で、有効に活用していただくものです。

このほか、消防格納庫として使用しておりました施設6棟とホース乾燥塔1棟の解体、地権者からの要望による防火水槽の解体2カ所を予定しております。

次に、ナンバー17、水害対策費につきましては、予算額が688万5千円で103万7千円の増であります。この事業は、主に、内水対策用として設置しているポンプの購入や、電気料、点検費用、修繕費などがございます。来年度は、現在、築堤工事を行っております南外地域の檜岡川に新たに設置される樋門用と、本委員会でも陳情があり12月の定例会で最善策を講じるとする一部採択となりました、協和地域の小種地区田仲野集落の沼館樋門用に、排水用ポンプを2台ずつ計4台の可搬式排水ポンプを購入することとしております。

次に、当初予算概要の13ページナンバー25、災害に強いまちづくり事業費につきましては、主な事業の説明書の1-5ページをご覧くださいと思います。

災害に強いまちづくり事業費につきましては、予算額540万円で、対前年度比88万2千円の減となっております。この事業は、地域防災力の向上を目的とし、自主防災組織活動の促進を図るものでございます。

主な内訳といたしましては、活動促進のための経費といたしまして320万円、地区防災マップ、マイ・タイムラインの作成、防災訓練の実施、資機材購入費用などを助成し、組織活動の活性化を図るものでございます。総合防災課及び支所の防災担当職員が一丸となりまして、地区防災マップとマイ・タイムラインの作成が全市的なものとして、災害時の共助による避難体系が確立できますよう、しっかりと推進してまいりたいと思います。

午前中の補正予算質疑の中で、佐藤文子委員より、地方都市では、高齢化や人口減少により共助に限界があるのではとご質問をいただきました。先程の答弁では防災減災の取り組みとして、国や県、自治体ができることとして、ハード整備のお話をさせていた

だいておりますけれども、実際に災害が発生した時の公助としての役割は、市役所の職員あるいは消防、警察署員が救助活動や避難誘導するということではあるんですけども、やはり近年の、毎年のように発生してきます災害時では公助による体制には限界があるというようなことが言われております。こういうこともありますので、共助体制の確立が急務であるとされております。

市といたしましては、避難行動要支援者名簿の自治会への提供なども活用いたしまして、災害時に誰が誰を助け、どうやって逃げるのか、というところまで相談しながら、この地区防災マップを作成していただきながら地域での共助体制の構築と、早期避難の意識醸成をお願いしております。

また、現在、自主防災組織の枠組みでは、高齢化や人口減少等により大規模災害時に対応できないというような組織や地域では、自主防災組織の組織再編ということも、今後検討していく必要があると感じております。

また、避難所開設時に必要なビブスや文房具、ライト、衛生用品などの備品をまとめた避難所開設キットと、開設した避難所に掲げる市民にお知らせいたします、のぼり旗を全避難所分購入し、いざというとき、避難所開設がスムーズに出来るよう準備してまいります。災害に強いまちづくり事業につきましては以上です。

次に、当初予算概要の14ページをご覧くださいと思います。

ナンバー27、空き家等対策費につきましては、予算額538万4千円で、対前年度比21万2千円の減となっております。これは、危険な空き家への助言、または指導・勧告に従って解体処理を実施した所有者等に対し補助金を交付するなどして、市内における空き家の適正管理を図るものでございます。来年度は、先日、本会議で本間議員のご質問に市長が答弁しておりますけれども、4月より空き家所有者へ、空き家の管理を行う事業者の情報を提供を行う空き家管理サービス事業者登録制度を開始するとともに、自治会が空き家対策に取り組む際の補助についても検討してまいる予定でございます。

主な内訳につきましては、解体補助金が10件分の500万円、空き家管理システム経費31万4千円などを計上しております。

以上、総合防災課の主な事業等について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） 説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、古谷委員。

- 委員（古谷武美） 自主防災組織なんですけれども、旧大曲が非常に組織率悪いということなんですけれども、実際、今どれ位までなってますか。
- 委員長（後藤健） はい、佐藤課長。
- 総合防災課長（佐藤大） 大仙市の自主防災組織率全体といたしましては91.4パーセントでございます。大曲地域に関しては83.6パーセントと全体から見ても低い状況になっております。
- 委員長（後藤健） はい、古谷委員。
- 委員（古谷武美） この組織を作るために市としてどのような活動やられてますか。
- 委員長（後藤健） はい、佐藤課長。
- 総合防災課長（佐藤大） 東日本大震災以降、共助の活動である自主防災組織の結成率を高めるということで、我々市の職員が自治会と自治会長、総会等にまわりまして、それぞれ自主防災組織の結成に向けて説明会を開催していただいたところです。それによって元々震災後では、30パーセント位の組織率だったんですが、今現在91.4パーセントというところまで上がってきております。ただ、大曲等町部に関しましては、町内会がないといったようなケース、あるいは近隣の付き合いが希薄化してきて、なかなかそういう自主防災会までの結成には至らないというところもありますけれども、我々も結成ができますよう今後も根気強く説明をしていくというところでやっております。
- 委員長（後藤健） ほかにございませんか。金谷委員。
- 委員（金谷道男） 防災課に前もお話ししていた、トランシーバー準備していただけるということで、大変ありがとうございました。団員から強く言われていたのでありがとうございました。もう一つ、マップなんだけど、私今年たまたまうちの周辺集落、何集落か一緒にやってお金使わせてもらってやったんだけども。あれやって思ったことは、やっぱりあれ固定するものでないので、全部の家庭に配布するということでお金もらってやることにしたんですが、最初幹部だけという話だったんだけども。それやっぱりだめだから全部さ。思ったのは、あれって動くものなんだな。1回出せば良いという話でなくて。常に状況変わっている事なので、できればこれからやる時、いつでも修正してすぐ印刷できるようにして、あまり立派な印刷物でやる必要もないような気もするんだしな。そこら辺も考えて、毎年、極端だがもしねけれども、まず1年おきとかに作っていく、あるいは配布するという前提にやった方が良くないかなと、やってみて思ったので、そういう意味では前の年やったから次の年は補助金ないということに

しないで、出していただけるものであればそうやっていけば良いのではないかと思ったのでそこら辺、何と思っているのか。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 金谷委員のご質問にお答え申し上げます。今、県の方でも浸水想定区域の見直しということもありまして、今作っていただいているところも浸水想定が変わるといことも想定されております。我々としても、毎年という感覚であるところと、補助金的にも厳しいところがあるので、要綱的には3年に1回見直しができる、補助金が出せるというような仕組みにはしておりますので、1度だけで終わるといものでないとい我々も思っておりますので、住んでる方、支援される方が変わったりといことがあれば、3年に1度見直しをしていただいて新たに防災マップを作ってくださいといような体制になっております。

○委員長（後藤健） よろしいですか。

○委員（金谷道男） 今も言ったども、基1回作れば後見直しできるから、そこら辺も是非一緒にやった方がいいかなと、やってみて感じたので。お願いします。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 貴重なご意見として、印刷屋さんともご相談をいたしまして、データを保存していただくなど、次回作成時に使い回しできるような働きかけをさせていただきますとい思います。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 内水のあった時のポンプの配置4台だけ。それはそれで市の方だけでも。常設のは国の方の堤防等との関連もあるでしょうから、そのあたりは要望していられるか、それとも要望したのか。もう一つ、ほかの地区もあるしおな。特に西仙と協和なんだけでも。私の家の裏は特殊堤防で、昨年度お願いして県の、国の方の河川敷の方の枝切ったり、ブロック埋めたり、木を切ってもらったりして、雄物川でね、そういう事やっておりました。浚渫についてもお願いしております。常設ポンプのことについて今後どのように進めていられるんだがな、国の方とか県の方。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。常設ポンプの設置につきましては、我々としては県、国へも要望はさせていただいております。協和地区の田中野につきましては、市が管理する河川でございますので市が設置することとなっ

ております。常設ポンプもし設置するとすれば。ただ、まだ暫定堤防の段階で排水樋管を設置できる状態にないということです。堤防を築堤する際に樋管を同時に設置いただくような働きかけについては、国の方にしてみたいと思います。後それ以外、西仙地域に関しても今築堤工事進められている県管理河川が雄物川に排水する、あるいは県管理河川から県管理河川へ流れ込んでいるようなところにつきましては、こちらも県には常設ポンプの設置はお願いしております。ただ、県といたしましては、総合的な治水対策というところで、必ずしも常設ポンプには固執しないというような回答でございます。その代わり排水地を設けるなど、田んぼダム含めて、そういった対策を総合的にやって、とりあえず県も可搬式の設置についてはご理解をいただいているところなので、そういった形で協議を進めながら今後も対応してみたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 大変課長さん、お話聞いたけども、田の方のため池等について貯めておくと内水の関係は、でも場所によってしよ、貯めることできない所もあるし。特に刈和野のあすこ貯められねで、そのまままっすぐ来るしおの。それでうちの中が堤防の前でやっちゃうんだよ。その辺りを考慮して市でも田んぼを排水のあれにするとか、それもいいんだけど、場所見て常設のもの考えていかなければだめだしおな。私の家の特殊堤防の後ろも19号の場合でも、私の家まで結構、ほとんど小屋関係とか、それからもちろん床下漬いてしまったし。あすこ昔からタナカ橋と下町は水つきの常習地、今もだし。そのあたりも我々は、先程私、冒頭にお話したけども、要するに国の方の河川敷の方に我々の方の部落、町内会長または組合長と一緒に陳情した結果、去年春にすぐにやっていただいたという経緯があるし。やっぱり心込めてきちっと要望書書いて市で動かなければ我々の方で動いざるわけしよ。市の方から手伝ってもらって一緒に要望書届けたりして。そういうことをやっていただければ、現地をすぐ見でくださるしおなし。国の方でも。やはり手あぐらかいだんではないと思うんだけどもしよ、どうか足運びながら何とか地域のために、そういう常設ポンプ、必要であるということであれば、早くやっていただきたいと、その辺り何とか一つ心の中さ決めてお願いしたいと思っております。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 今後築堤が進むと内水氾濫がおきる可能性が高まってくると思っています。そういった意味で、我々も現在すでに浸水しているような地域を含めまして、

再度大仙市で浸水がおこる可能性のある地域を調査いたしまして、順次地域にあった対応策というものを考えてまいりたいと思っております。そういった中で、先程も申し上げましたとおりポンプで排水対応できる箇所、あるいはポンプでは足りないということで遊水池を設けたり、あるいはもっと上流部に田んぼダムを構築しまして、下流域へ流れる雨水を減らすというような対策も考えておりますので、今後につきましては我々も地元の皆様の意見を聞きながら、そういった対策を講じてまいりたいと思っております。以上です。

○委員（小松栄治） 分かりました。本当に強く申し上げたいと思います。何十年來の水つき常習地です。刈和野とか支所の方では分かってます。やっぱり予算とか、本所のほうでね、やっぱりそれ一つだと思っておりますので、できなければ我々、国とか県さ要望書たないで行くわけしよ、ひば分かったと、それではあんた方だちのメンツもあれだしべ。だからそういうことなる前に何とか一つ、洪水関係については特に力を入れてもらいたいとよろしくお願いします。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 空き屋対策について、聞き漏らしかもしれませんが。市長も言っていた空き屋対策事業者、いわゆる民間事業所を活用して、空き屋対策に乗り込むというふうな、そういう方向性を考えているというようなことで。予算上では空き屋対策総合支援事業費補助金250万と、あとは空き屋対策事業債250万がありますけど、どっちがそういう事業さ使うお金なのでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。今、我々が取り組もうとしている事業、空き屋の管理をやっていただける事業者を集めまして、それを仲介するような形とさせていただくと、これにつきましては予算は掛かりません。先程いっておられました250万ずつの予算トータルで500万というのが、これが解体補助の予算になっております。10件50万というのの500万という予算になっております。

○委員長（後藤健） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） そうすれば、いずれ解体するのは業者さんがほとんどやってることなんですけれども、空き屋管理をする業者さんというふうなもの力を借りるといって、それは現実的には空き屋の所有者なり、みんな情報を提供するということになりますよ

ね、ある程度慎重性も必要な問題のような気がしますけれども、その辺のどこまで知らせて、どこまで管理をしてもらうのかというところは、何か明確になっているものがあるのでしょうか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。一応ですね、我々はあくまで業者さんを紹介するリストを作成すると、業者さんを募って。業者さんが何をやれるか、要は家の管理見回りだけをするのか、草刈りや雪下ろし、そういった諸々の解体も含めまして、提供できるサービスを一覧化して、サービスを望んでおられる方に情報を提供するというようなサービスになっております。あくまで市がどうのこうのというより、相対の契約に基づいてやっていただきますので、そこについては我々が介入するというところではございません。

○委員（佐藤文子） 分かりました。

○委員長（後藤健） ほかに。はい、挽野副委員長。

○副委員長（挽野利恵） ナンバー 24、防災ラジオ関連事業費について伺います。まだ、在庫があるということですよ。どれ位在庫あるものですか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 挽野委員のご質問にお答え申し上げます。本年度より、要は耐用年数がもう残り 2 年ということで、ご購入を希望される方に低価格でという販売をさせていただいております。2 千円で販売をいたしましたところ、販売開始から今まで 656 台の販売につながっております。元々 1 万 4 千円定価の物を半分、7 千円補助して売り上げた実績が 3 年で 95 個でございました。最終的な現在の在庫状況は 1,523 個。まだ千個位。ただ、これからも無償配布事業等、あるいは敬老会やそういった所での配布等も考えております。無償配布につきましてはそういったことも含めて、最後は修繕もあろうかと思っておりますけれども、故障した際の代替機として保有していくということも考えてますので、現時点での保有数というのはそういう状況になっております。

○委員長（後藤健） はい、挽野副委員長。

○副委員長（挽野利恵） 私も買わせていただいて非常に訓練とか、本当に鳴っているので、すごい優秀なラジオだなと思って使わせてもらってるんですけども、耐用年数というんですか、いわゆる保証期間みたいなことですよ。それが終わったので一般にも安くお分けしてると思うんですけども、これ在庫置いておく意味って、機械もなんでや

っぱり何十年も置いておくような類いではないと思うんですね。いずれ一回しっかり区切り付けて、また次のラジオ、防災ラジオまだこういう事業続けるとなれば、また新しい機械でスタートできるように、今の在庫を早めに処分した方がいいのではなかろうかと思うんですけど。お考えをお聞かせください。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 挽野委員のご質問にお答え申し上げます。今まだ耐用年数残っておりますので、無償配布いたした方につきましては保証いたしておりますので、持ってきていただければ新しい物と交換をいたします。ただ、今回2千円で販売した物については低価格での販売ですので、保証しても修繕については有償になるという旨の販売をいたしております。今年、昨年度で2年間、耐用年数残り2年ということでした。まだ来年度1年耐用年数残っているわけなんですけれども、我々としても在庫を抱えておく気はございません。全て利用したい人に配布するなり、販売するなりということを進めてまいりますけれども、やはり今防災ラジオだけでなく、災害の情報というのは若い人は特にSNSであったり、そういったツイッター。やっぱりご高齢の方でもテレビとか、そういったものが主流となっております。このラジオの一番いいところは、災害時に自動起動で情報が発信できると、寝てても情報が飛んでくるので。ただ普通のラジオでもエフエムはなび聞いていただければ、それは情報として災害時の情報は入手できるんですけども、そういった意味で自動起動装置を活用したいというお方がおりましたら、このラジオを購入していただきたいということで、今完売に向けて努力しております。

○委員長（後藤健） ほかに質疑のある方。金谷委員。

○委員（金谷道男） 防災行政無線、いわゆる市の方から出す情報を確実に届けたいという方法の一つだと思うんだしよ。今の話聞いているとラジオのことどうのこうのなっているけども、でなくて防災行政無線の代わりにという発想していくと、私絶対やっぱり家庭さ1台ずつ必ず入るような、そこまで私は行政でやるべき仕事だなと、ずっと思っているんですよ。色んな方法あると思う。これ単純でねばだめな話なので。でも確実に市の方から行って起動させるというところで情報伝えるということ。防災行政無線とちょっと、同じような機能させるという仕組みだと思うので、私はこの後、伝達の仕方の研修あるべども、当初言ったように全戸さ無償で配布して壊れたら取り替えるという流れの中でいくべきだなと思う。それから、今5年しまえば食品と同じく、消費期限切れればあど使えねがという話なれば、多分そうではないと思うんだしよな。だから1回目は確か



に設備投資かかるんだけど、その後の維持費は防災行政無線さ比べれば全然違うレベルだと思うので、もう1回そこら辺、全戸さいくように是非私はやった方がいいと思うので、あえて申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 金谷委員のご質問にお答え申し上げます。かねてから再三、そういった防災行政無線の代替として、このラジオを普及させて欲しいというお願いでございましたけれども、市といたしましても色んな情報伝達の多様化ということを図りまして、対応させていただきたいと思っておりますので、引き続きという形ではございますけれども、ラジオの販売と再生産につきましては今一度お時間をいただきたいと思います。

○委員長（後藤健） ほかにございせんか。渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） 関連して、防災ラジオできで何年、3年目だが4年目だが。在庫早くゼロにしてよ、ラジオなどSNS別にあるんだもの。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 渡邊委員のご質問にお答え申し上げます。我々も毎年、生活保護であったり、避難行動要配慮者に対しまして無償配布という制度を実施しております。ただ、毎年1千台1,500台くらいは対象者がおりますけれども、半分以下の方がラジオを受け取りに来ない、必要か必要でないかという確認取るんですけれども、その半分以下の方が必要でないという方もおられると。

○委員長（後藤健） はい、渡邊委員。

○委員（渡邊秀俊） （聞き取り不可能）

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） （聞き取り不可能）

○委員長（後藤健） 最後に1点いいですか。14ページの28番、災害応急対策費のところなんですけれども、額で90万なんですけれどもパーセンテージでいけば結構大きな額、減額なってますけれども、これどういった形で、実績で減額になっているのか。災害の応急対策についてはしっかりできるよということで減額したことだと思うんですけれども、どういった内容の事業というか、その辺説明いただければ。

○総合防災課長（佐藤大） ほぼ存置的な意味合いの予算なので、災害が起きれば災害の規模によって必要となる予算が変わってきますので、それにつきましては補正を組ませ

ていただいて災害時には対応させていただいております。今あるのは最低限必要とするものに対する予算でございますので、すべてを予算要求しているわけではございません。

○委員長（後藤健） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ総合防災課に関する質疑を終結いたします。

---

○委員長（後藤健） 次に、会計課の所管する予算の説明をお願いします。中村会計管理者。

○会計管理者（中村強） 会計課の中村と申します。よろしくお願ひいたします。それでは、説明の前に本日出席しております説明補助員を紹介いたします。出納班班長の今参事でございます。同じく出納班の今田参事です。以上よろしくお願ひいたします。

それでは会計課所管の当初予算について説明いたします。経常的な事務費のために、お配りしている当初予算概要での説明となりますのでよろしくお願ひいたします。予算書につきましては54ページと123ページにも記載してございますので併せてご覧ください。

それでは、予算概要の15ページをお開き願ひます。2款7項2目10事業、会計管理費でございます。103万5千円であります。現金取扱担当課へ配付する納入通知書や市内各金融機関に配布する納入金日報、決算書等の印刷製本費など、出納事務に要する経常的な事務費でございます。決算書につきましては今年度同様に120冊の印刷を予定してございます。昨年と比較しまして4万4千円の減となっておりますけれども、これにつきましては、昨年度、備品購入費ということで紙幣計数機の購入費を計上しておりましたが、今年度はその分の減が主な要因であります。

次に12款1項2目91事業でございます。一時借入金等利子、これが178万1千円あります。これは支払資金が不足した場合に借り入れた資金に対して支払う利息でございます。借入予定額は基金現金からの繰替が50億円で利率が0.01パーセント、100日間で13万7千円、金融機関からの借入は20億円で利率が0.6パーセント、50日間で164万4千円ほどを見込み算定してございます。

以上で会計課所管の当初予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のう え、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了しましたので、これより質疑を行います。質疑のある方は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） なければ、会計課に関する質疑を終結いたします。

以上で、「令和元年度大仙市一般会計予算」の内、総務部関係についての質疑を終了いたします。

なお、本件に関する討論及び採決は、明日市民部と一緒にを行います。

この際暫時休憩いたします。再開を3時5分をお願いいたします

---

休憩（午後2時55分～午後3時05分）

---

**【議案第80号～85号】**

○委員長（金谷道男） 次に、議案第80号「令和元年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第85号「令和元年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件は関連がありますので、会議規則第96条の規定により一括議題といたします。

当局の説明を求めます。伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤公晃） それでは、議案第80号から85号までの各財産区特別会計予算について説明申し上げます。資料につきましては、当初予算の概要の7ページと8ページをご覧くださいと思います。予算書の方は283ページからとなります。

はじめに、大曲地域の2つの財産区についてであります。令和2年度は、更新伐や間伐等の事業は計画されておらず、山林の管理に要する経費が主なものでございます。

内小友財産区特別会計の令和2年度の予算額は39万7千円で、前年度と比較しまして68万8千円の減となっております。

次に、大川西根財産区特別会計についてであります。令和2年度の予算額は38万3千円でありまして、前年度と比べ、7万9千円の減となっております。

次に、協和地域の4つの財産区についてであります。令和2年度は、大曲地域同様、更新伐や間伐等の事業は計画されておらず、山林の管理に要する経費が主なものであります。

はじめに荒川財産区特別会計であります。令和2年度の予算額は147万2千円でありまして、前年度と比べ、16万1千円の増となっております。

次に、峰吉川財産区特別会計についてであります。令和2年度の予算額は128万6千円で、前年度と比べ21万円の増となっております。

次に、船岡財産区特別会計についてであります。令和2年度の予算額は172万3千円で、前年度と比べ16万3千円の増となっております。

最後、淀川財産区特別会計でございますが、令和2年度の予算額は369万5千円で、前年度と比べまして799万8千円の減となっております。29年7月及び30年5月の大雨で被害を受けた中淀川字蛇走(じゃばしり)の作業道修理に係る機械借上げ料の減、それと西・沼ノ上・川原(かわら)の3集落が統合した集落会館の建設に対する補助金が終了したことによる減でございます。

以上、各財産区の特別会計予算について説明いたしました。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長(後藤健) 説明が終了いたしました。これより、質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本6件は原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(後藤健) ご異議なしと認め、本6件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

## 【第1日目 散会】

○委員長(後藤健) 以上をもちまして、本日の審査日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明日午前10時から委員会2日目を開催いたします。

大変、お疲れさまでした。

午後3時12分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和 2年 3月 31日

総務民生常任委員会委員長 後 藤 健